

平成18年度 事業報告書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

| | |
|---|----|
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要 | 3 |
| 1．業務概要 | 3 |
| 2．事務所の所在地 | 4 |
| 3．資本金の状況 | 5 |
| 4．役員の状況 | 5 |
| 5．職員の状況 | 6 |
| 6．設立の根拠となる法律名 | 6 |
| 7．主務大臣 | 6 |
| 8．沿革 | 6 |
| 業務の進捗状況 | 7 |
| 1．当該事業年度の業務の実施状況 | 7 |
| a) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成 するために取るべき措置 | 7 |
| A．共通事項 | 7 |
| 1．戦略的な人材育成の推進 | 7 |
| 2．戦略的な広報の実施 | 8 |
| 3．マネジメントの改善 | 12 |
| B．バイオテクノロジー分野 | 14 |
| 1．生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 | 14 |
| 2．カルタヘナ担保法関係業務 | 28 |
| C．化学物質管理分野 | 28 |
| 1．化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務 | 28 |
| 2．化学物質のリスク評価・管理に係る業務 | 30 |
| 3．化学物質審査規制法関係業務 | 33 |
| 4．化学物質排出把握管理促進法関係業務 | 38 |
| 5．化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務 | 41 |
| D．適合性認定分野 | 42 |
| 1．国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務 | 42 |
| 2．経済産業省に係る法令等に基づく認定業務 | 44 |
| 3．経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための 調査等認定関係業務 | 50 |
| E．生活安全分野 | 51 |
| 1．製品安全関係業務 | 51 |
| 2．標準化関係業務 | 56 |
| 3．講習関係業務 | 61 |
| 4．経済産業省に係る法令等に基づく、製造事業者への立入検査等業務 | 64 |
| F．その他の業務 | 65 |
| 1．登山用ロープの依頼検査 | 65 |
| 2．容量分析用標準物質の依頼検査 | 65 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 3 . 電気用品安全法に基づく絶縁耐力試験 | 65 |
| 4 . 中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業務 | 65 |
| G . その他業務運営に関する計画 | 66 |
| 1 . 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業 | 66 |
| 2 . 試験等の評価結果の信頼性確保 | 66 |
| b) 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 | 66 |
| (1)外部機関との協力・連携の推進 | 66 |
| A . バイオテクノロジー分野 | 66 |
| B . 化学物質管理分野 | 69 |
| C . 適合性認定分野 | 69 |
| D . 生活安全分野 | 69 |
| E . その他 | 71 |
| (2)アウトソーシングの推進 | 71 |
| (3)外部人材の効果的活用 | 72 |
| (4)機動的な内部組織の構築と人員配置 | 73 |
| (5)業務の電子化の推進 | 73 |
| c) 予算、収支計画及び資金計画 | 74 |
| d) その他 | 74 |
| (1)施設・設備 | 74 |
| 施設の概況 | 74 |
| 施設の整備 | 76 |
| 2 . 運営費交付金の交付の状況 | 76 |
| 3 . 自己収入の確保の状況 | 76 |
| 4 . 借入金の状況 | 76 |
| 5 . 財政投融资資金の状況 | 76 |
| 6 . 国庫補助金等の交付の状況 | 76 |
| 子会社・関連会社の概況 | 76 |

独立行政法人製品評価技術基盤機構 平成 1 8 年度 事業 報告 書

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）は、「経済産業行政に密接不可欠な技術的な評価、分析等を行い、最新の技術情報を国民・産業界に提供する知的基盤機関」を目指し、平成 1 3 年 4 月 1 日に発足し、平成 1 8 年 4 月より、第二期中期目標期間に入った。

機構は、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、生活安全分野の 4 つの分野を中核として、社会・行政ニーズの変化にマッチした事業を展開している。事業の実施に当たっては、独立行政法人通則法第 2 9 条に基づき、経済産業省より指示のあった中期目標（平成 1 8 年度から平成 2 2 年度の 5 年間）の内容に基づき、同法第 3 0 条に基づき中期計画を定め、その達成に向けて努力してきたところである。本事業報告書は、平成 1 8 年度における事業実績を報告するものである。

・独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要

1 . 業務概要

(1) 目的

機構は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法（以下、「機構法」という。）第 1 条）

(2) 業務の範囲（機構法第 1 1 条）

工業製品その他の物資に関する技術上の評価

工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価

工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供の評価の技術に関する調査及び研究

～ の業務に附帯する業務

工業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 0 条第 1 項の規定による立入検査並びに第 4 2 条第 1 項第 8 号の規定による検査

ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 3 9 条の 1 7 第 1 項第 8 号の規定による検査並びに第 4 7 条第 1 項及び第 3 項の規定による立入検査

電気用品安全法（昭和 3 6 年法律第 2 3 4 号）第 4 2 条の 4 第 1 項第 8 号の規定による検査又は質問並びに第 4 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査又は質問

家庭用品品質表示法（昭和 3 7 年法律第 1 0 4 号）第 1 9 条第 1 項の規定による

立入検査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第30条第1項第8号の規定による検査並びに第84条第1項及び第2項の規定による立入検査

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年）法律第117号）第33条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去

計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第30条第5項の規定による立会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問

遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2. 事務所の所在地

・東京本所

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

代表番号 03-3481-1921

・バイオテクノロジー本部

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

代表番号 0438-20-5760

・生活・福祉技術センター（大阪）

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

代表番号 06-6942-1112

・生活・福祉技術センター 標準化センター 標準技術課（つくば市）

〒305-0044 茨城県つくば市並木1-2

代表番号 029-849-0500

・北海道支所

〒060-0808 北海道札幌市北区北八条2-1-1 札幌第一合同庁舎

代表番号 011-709-2324

・東北支所

〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18

代表番号 022-256-6423

・北関東支所

- 〒376-0042 群馬県桐生市堤町3-7-4
代表番号 0277-22-5471
- ・中部支所
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
代表番号 052-951-1931
- ・北陸支所
〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
代表番号 076-231-0435
- ・中国支所
〒730-0012 広島県広島市中区八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館
代表番号 082-211-0411
- ・四国支所
〒760-0023 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング5F
代表番号 087-851-3961
- ・九州支所
〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原2-1-28
代表番号 092-551-1315

3. 資本金の状況

機構の資本金は平成18年度末で190億7236万2650円となっている。

4. 役員の状況

定数：5人（理事長1、理事2、監事2）

機構法第7条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事2人以内を置くことができる。

（平成18年3月31日現在）

| 役職 | 氏名 | 任期 | 主要経歴 |
|-------------|-------|----|--|
| 理事長 | 御園生誠 | 2年 | 工学院大学工学部環境化学工学科 教授 日本学術会議会員 |
| 理事 | 野中哲昌 | 2年 | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課長 |
| 理事 | 所村利男 | 2年 | 製品評価技術基盤機構 企画管理部次長 |
| 監事 (非常勤) | 荻布真十郎 | 2年 | 通商産業大臣官房付（平成8年8月退職） （現：財団法人素形材センター専務理事） |
| 監事 (非常勤) | 前川美之 | 2年 | 三菱化学株式会社 代表取締役 兼 専務執行役員 技術・生産センター長 （現：三菱化学株式会社 顧問） |

5. 職員の状況

機構の平成17年度末常勤職員数は427名、平成18年度は、業務遂行に最適な組織を構築するため、製品事故や事故につながる情報の収集分析体制の強化を図るべく、生活・福祉技術センターに事故リスク情報分析室を設置するとともに、地方支所についても情報の収集・調査を的確に行う体制の確保する等、組織見直しを行った。なお、一般職員数の対前年度末増減比は2.58%である。

| | 平成18年3月末 | 平成19年3月末 |
|------------|----------|----------|
| 常勤職員 | 427名 | 416名 |
| うち任期付研究員 | 19名 | 16名 |
| 非常勤職員 | 121名 | 130名 |
| うち研究・技術専門家 | 53名 | 57名 |
| 技術員等 | 68名 | 73名 |

6. 設立の根拠となる法律名

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

7. 主務大臣

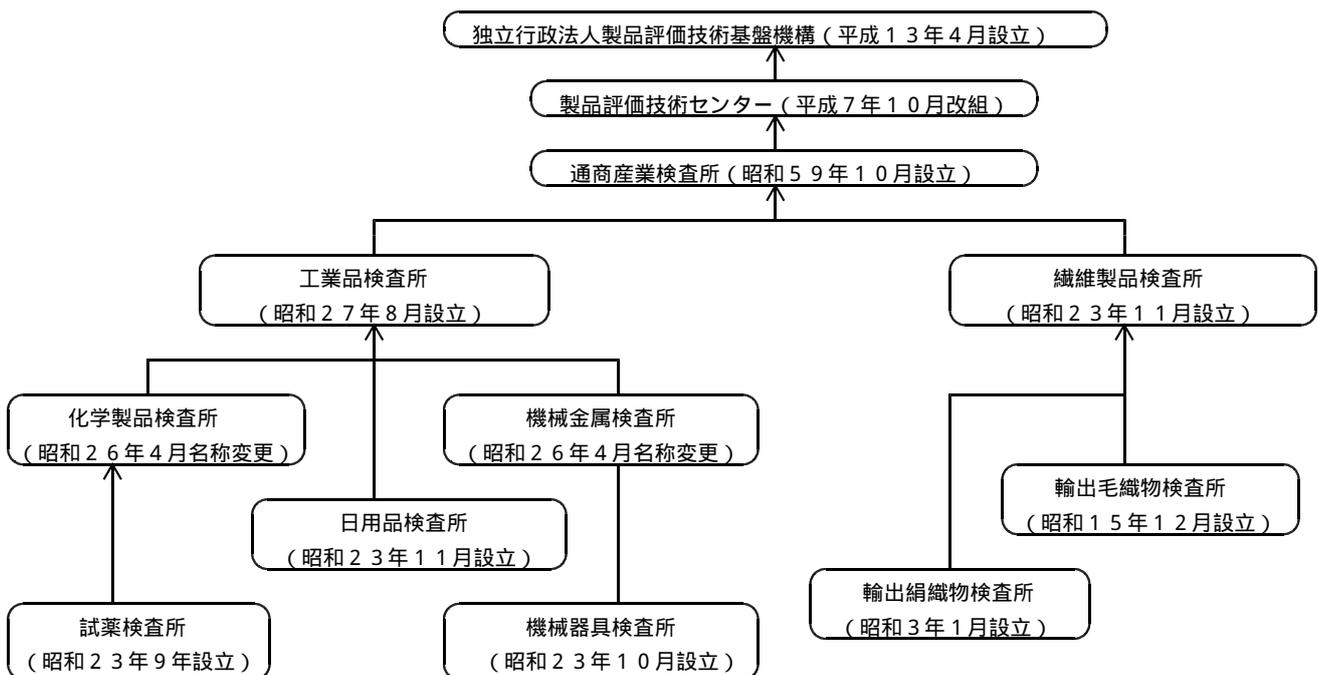
経済産業大臣

8. 沿革

- 平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

（備考）

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



・業務の進捗状況

1．当該事業年度の業務の実施状況

- a) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

A．共通事項

1．戦略的な人材育成の推進

(1) 研修、内部教育訓練

a. キャリアパスの検討

各部門の計画課長級からなるキャリアパス検討会を実施し、NITEに相応しいキャリアパスについて検討を行った。

キャリアパス検討回を9回開催し、各部門が必要とする技術スキルの要素抽出を行い、部門別、業務別に体系的にまとめ、ロジックツリーとして作成した。

各部門の組織像・人材像の検討を行った。

職制その他を含めた制度設計を、キャリアパスのグランドデザインとしてとりまとめ、事務局案を提示した。

これら検討結果をイントラネットで内部公開した。

b. 研修

職員研修計画のイントラ掲示による周知、実施要領、受講命令の電子メール化等の事務簡素化を図りつつ、以下の研修を実施した。

新規採用職員 新規採用職員及び選考採用職員11名が受講。

中堅職員 主任級研修を1科目追加し、述べ103名が受講。主査級研修を実施し44名が受講。

管理職等 次期管理職員である専門官級18名に対しマネジメント研修等を実施。管理職員に対し、課題解決型目標管理制度及び人事評価制度に関する研修を実施し、述べ120名が受講した。

その他 国際会議等に対応するための高度なマンツマンによる英語研修を実施し、13名が受講。

各分野の内部教育訓練等 微生物の分類学に関する英文教科書の輪読会、毒性勉強会、認定研究会等専門知識等を習得する勉強会を延べ196回開催した。

(2) 外部研修

専門技術の取得等のために、各省庁、外部専門機関等が主催する88研修に参加した。

(3) 戦略的人材育成

人事交流 経済産業省に20名(うち4名は併任)、関係機関(新エネルギー・産業技術総合開発機構)へ1名出向している。

また、経済産業省から10名を受け入れている。

国際会議 ACM Data NetworkWG、OECD新規化学物質タスクフォースAPLAC会議、ISO

/COPOLCO（消費者政策委員会）総会等へ積極的に出席させる等、40代以下の若手職員延べ70名を国際会議に出席させる又は海外調査を実施させる等で海外に派遣した。これにより海外への派遣における若手比率が、58%から68%に10%上昇した。

人材登用 バイオ分野及び認定分野の専門家各1名（計2名）を新たに、選考採用した。また、バイオ分野及び化学分野の専門家各1名（計2名）を新たに顧問として採用した。

2. 戦略的な広報の実施

広く国民の理解が浸透することを目的に、機構組織全体としては新聞全国紙において業務紹介広告を行うとともに、連動イベントとして、親子記者によるNITEの取材及びその結果の全国紙での発表を実施。多数の親子記者の応募等の反響と成果を得た。

個別広報活動実績については、以下のとおり。

(1) 成果発表会の開催、展示会への積極的参加

NITE初となる4部門合同での展示会出展（BIO EXPO）には機構ブースに約800人を集めるなど、機構一体となった積極的な業務成果の普及に努めるとともに、各部門においても以下の積極的な成果発表会の開催、展示会への出展を行い、成果の普及に努めた。

生活・福祉

- ・誤使用事故シンポジウム（参加者308名）

消費者・事業者間のコミュニケーション不足による誤使用の認識の醸成に貢献、将来の製品安全関係の機構の取り組みの新たな方向性を発掘。

- ・成果発表会

東京、大阪の2カ所で開催（東京203名、大阪164名）。今年度は製品安全を主たるテーマとしたこともあり、参加者による高い評価を得られ、また、マスコミによる取材も多く、NHK「クローズアップ現代」で講演風景等の映像が使用された。

- ・製品安全総点検セミナー（参加者約200名）

経済産業省との共催により、製品安全週間活動の一環として、製品安全に係る普及・啓発、NITEの役割、成果の普及に寄与。

- ・展示会への出展

人間特性・福祉、標準化関係は、展示会への出展を精力的にこなし（7件に出展）、知名度の浸透、成果の普及等の営業活動に努めた。

バリアフリー2006（来場者約10万人）、国際福祉機器展HCR2006（同13万人）では、出展後に人間特性DB、標準化HPへのインターネットアクセス数や新規登録事業者の登録数の増加、福祉用具の問い合わせ件数の増加などの反響・効果が確認された。

適合性認定

各制度ごとの顧客開拓等を目的に、積極的な展示会への出展（トータル出展数8

件)を行い、制度及びIAJapanの認知の向上を図り、以下の成果を得た。

- ・intermeasure2006(来場者約36000名)
出展者の3割がJCS登録・認定事業者やその関係者であったことから、顧客層としては理想的な展示会への出展となり、「JCSスタンプラリー」等を通じてIAJapanの運営する各種登録・認定制度の関係者への理解を深め、関係機関との連携が強化された。
- ・計測展2006 OSAKA(来場者約5500名)
同会場での講演会での機構職員による講演等、事業の普及に努め、また関係機関との連携強化を深めることが出来た。

化学物質管理

今年度は、多人数の集客が可能な展示会において、事業者、行政機関等の従来の顧客層に加え、化学物質管理における重要なステークホルダーである市民や児童、生徒に対し、積極的に機構の業務や化学物質管理制度の普及、啓発活動を実施し、その波及効果として雑誌社から原稿執筆依頼を受けるなど、想定以上の効果を上げた。

- ・ECO-MANUFACTURE2006(来場者約15000人)
- ・エコプロダクツ2006(同約15万人)

バイオ

- ・成果報告会(参加者155名)
学会、業界関係者に対し、事業の成果の普及を図り、同時にアンケート調査を実施したことにより、顧客ニーズを獲得。
- ・バイオジャパン2006(ブース来場者約300名)
海外を含めた微生物の収集、保存、提供に係る機構業務の紹介を行うことにより、関係者、潜在的顧客層への事業の理解、浸透を図った。

(2) マスコミを通じた積極的な情報発信

平成18年度は15件のプレス発表を行うなど、積極的な成果普及に努めた他、機構初の記者ブリーフィングを開催、また、前年度に比べ、取材件数、掲載件数、ウェブサイトアクセス件数が大いに増加した。

- ・新聞掲載件数 153件(うち5大紙45件)
(昨年度94件(うち5大紙25件))
生活・福祉関係：製品安全の対策強化、食洗機、リモコン誤作動、水泳パンツ皮膚挟み込みなど
バイオ関係：モンゴルとのMOU締結、ベトナムで共同探索、インフルエンザの克服に向けてなど
- ・テレビ放映件数 23件(昨年度4件)
「微生物ハンター」、「電気ストーブ誤作動」、「コンセントが突然発火」など
- ・雑誌掲載件数 49件(昨年度44件)
- ・ウェブサイトアクセス数 月平均約175万(対前年度45%増)

(3) 広報活動、営業活動の推進

NITE事業成果の潜在的ユーザを含めた顧客へのアプローチは、(1)に掲げた展示会等への積極的出展のほか、適合性認定、バイオ各分野において以下の広報活動、営業活動を実施し、新規顧客開拓に努めた。また、アウトカム評価活動と連動することにより、効率的な顧客獲得アプローチのトライアルを行った。

適合性認定

- ・ 外部機関に出向き、新JNL A制度解説セミナーを開催。
- ・ JASC 審査員研修の実施
- ・ JIS 品質管理責任者セミナーへ講師を派遣し、JIS マーク表示制度の普及促進を図るとともに、JNL Aの活用をPR。
- ・ 建築・建材展においてJNL A中心に広報を行うとともに、アウトカムアンケート調査の実施等により、顧客ニーズの把握、新規顧客開拓を実施。

バイオ

- ・ 産業界の代表であるJBAと協力し、生物遺伝資源の産業利用技術開発勉強会を立ち上げた。(主要な微生物利用企業、大学、研究所の96名が現時点で登録されている。)
- ・ NITE・JBA生物遺伝資源研究会を開催することにより、産業界の意見の吸い上げ、NITEの活動の産業界への浸透を図った。
- ・ バイオ企業数社のR&D担当役員等を直接訪問し、意見交換を実施。
- ・ 説明会、講演会を積極的に実施(17件、「近畿バイオ振興会議」、「METI産業クラスターバイオ分科会」、「久留米リサーチパーク」など)。
- ・ 顧客リストに基づくバイオ事業の情報提供を実施。

(4) 機構の業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大

- ・ 平成18年4月からNITEスクエアの一般公開を行い、当初予定(1,200名)を上回る1,699名の来場者を達成。近隣住民等の誘致を積極的に行い、見学会を開催した。
- ・ 新聞広告型イベントを実施し、親子記者見学会をはさみ、一般紙全面広告(イメージ広告、見学会体験記事広告)を掲載することにより、NITEの業務の普及に努めた。
- ・ NITEニュースの発刊、ウェブサイトの更新等各媒体における情報の持続的発信を継続、新ロゴ、スローガンの配布物を通じた浸透、新たなCI、スローガンの普及に努めたほか、駅案内板、表示物等の更新を着実に実施。
- ・ 各部門において以下の投稿、寄稿、学会報告等の活動を通し、業務の理解浸透、支持者、支援者の拡大を図った。

生活・福祉

常設展示・ウェルフェアゾーンを通じた広報

- ・ 生活・福祉技術センターの来客として、162人の者を案内し、NITEの広報に尽力した。
- ・ 甘利経済産業大臣、副大臣等に対し、製品安全業務の見学として、広報展示スペースを活用。今年度、話題の高かった事故品及び同等品を見せながらその概要、及

びNITEが果たした役割を説明。製品安全業務の重要性等につき、理解促進につながった。

- ・ NITEウェルフェアゾーンにISO/TC61国際委員を招待した他、韓国標準技術院、台湾經濟部標準検査局、ASEAN国際標準開発 / 製品認証関係JICA研修生等海外の要人に対しウェルフェアゾーンを活用し、NITE標準化業務について国際的に広報。
- ・ 内閣府国民生活局、NACS等からの見学者に対して、ウェルフェアゾーンを活用し、NITE標準化業務について広報。

適合性認定

ホームページコンテンツの拡充、PRツールの作成（JNLA、JCSSのPR用クリアホルダ等）、パンフレットの新規作成による拡充等によりスーパー、百貨店等新規顧客を獲得したなど、事業への理解の浸透に成功。

化学物質管理

標準物質やPRTRデータ活用に関する論文掲載、構造活性相関手法の学会発表を行うことにより、成果の普及に努めたほか、CMCレターの創刊、パンフレットの改訂及び配布、CHRIPのパンフレット配布、身近な化学物質の改訂、配布を実施する等、事業の成果の普及に努めた。

バイオ

論文発表21件、その他の紙上発表11件、学会・講演会発表73件と積極的に成果の発表を行うことにより、その理解、普及に努めた。特に日本放線菌学会年次大会においては、同学会と共催のシンポジウムを運営し、参加の200名以上の研究者へのバイオ事業の理解と成果の浸透が実現。

(5) その他

製品安全分野

<<英語版電子メールマガジン>>

- ・ 英語版電子メールマガジンを12月下旬に海外の製品安全業務に携わっている関係者に向けて配信した。

<<広報誌の創刊>>

- ・ 製品安全業務に携わっている人を対象に製品安全に関する広報誌を4月に創刊し、HPからダウンロードできるようにした。

広報誌を創刊するにあたって、学識経験者、消費者代表、マスコミ関係者等から構成される編集委員会を開催し、NITE（案）について意見を求めた。

創刊号：5,000部

第2号：2,500部

第3号：4,000部

<<英訳版の刊行物>>

- ・ 誤使用事故防止ハンドブック（5月）
- ・ 製品安全パンフレット（2月）

標準化分野

- ・ NITE標準化業務に関するパンフレットの改訂（日・英）、広報用パネル及びPRビデオを更新し、東京・国際福祉機器展、大阪・バリアフリー展来場者及びNITE来訪者への情報提供に活用。また、外国政府、ISOメンバーが来訪した際に有効活用。
- ・ NITE人間DBのパンフレット（日・英）を作成し、広報に活用。
- ・ NITEホームページにおける標準化関係業務のコンテンツを、新組織編成に合わせて改訂。

3. マネジメントの改善

(1) 企画管理機能の強化

企画立案体制の整備

意思決定プロセスへ若手・中堅職員を参画させる企画委員会を設置し、ボトムアップの体制を構築した。

例：NITEの将来方針「骨太方針」等について、積極的に議論し、付加価値を付けて運営会議に提案した。

また、経営トップの補助機能も強化するため、幹部による運営会議を設置。NITE全体の運営方針の提示と迅速な意志決定機能を発揮させた。

権限の見直し

迅速な責任ある意思決定を可能化するとともに、各種業務における権限を見直し、責任と役割を明確化した。

理事長から職員に職務権限を委譲する規程を整備し、責任と役割を明確化することにより、組織の機動力を向上させた。

(2) 目標管理制度、業績評価制度、能力評価制度等

a. 目標管理制度

自ら考えたこれまでより一段高いレベルの目標に取り組むことにより、個々の職員がより自律的に、より積極的に自らの業務に取り組み、中期目標を達成できるよう目標管理制度の改善を行った。

新目標管理制度及び業績評価制度に関する説明会を各所で実施し（含テレビ会議）、全職員に対し周知と理解を図った。

中期目標に基づき、当該年度終了時のグループの具体的な状態を職員に示すために、部・センター所長が目標等を設定する。（シートA）

シートAを達成するために、課室長が課室の目標を設定する。（シートB）

シートA・Bの設定に当たり、平成17年度まで行っていた、行うべき業務を網羅的に列挙していた目標を「通常行う業務（通常業務）」と「各職員が努力して到達する一段高いレベル（課題）」に分け設定するようにした。

目標設定に当たり、部・センター所長と課長、課長と職員の各階層間で十分にコミュニケーションを取ることにし、シートAの方針を各職員まで浸透させることとした。

b. 業績評価制度

目標管理制度の変更に合わせ、所要の改善を行うとともに、制度の規程化を行う等制度の定着を図った。

目標管理制度の変更に伴い、各個人が業績評価票を起票する時点で課室長と面談を行いコミュニケーションを図り、各個人の役割を明確にし業績評価票を作成する方法とした。

外部評価に係る補正に際し加点の対象となった事例をグッドプラクティスとしてまとめ、イントラで職員に公開し、職員の行動を促した。

評価結果を職員に通知し、所定の不服申立（1件認定）について理由・原因調査等を適切に行い、予定通り12月の賞与に反映した。

業績評価制度については、導入時期であったため「評価マニュアル」を作成し運用していたが、制度として定着したため、制度に係る重要な基本的事項を「業績評価規程」として規程化した。

c. 能力評価制度

制度の導入に向け、制度の設計、職員への周知、研修による評価者の能力の向上、労組との協議等を行い、制度の導入に向けて着実に実施した。

経済産業省傘下の独法等15機関の能力評価制度を調査し、NITEに相応しい能力評価制度の設計を行った。

職務遂行能力基準の解説等の資料を作成し、23回の説明会を開催（含TV会議）して全職員に対し説明を行った。

労組との協議を経て、18年12月から19年2月の3ヶ月間を観察期間とした試行を実施した。

評価を行う管理職員に対し、人事考課・評価技術等の研修を実施し評価者の能力向上を図った。（再掲＜管理職等研修＞）

また、職員に対し能力評価票の記入方法に関する説明会を実施し周知を図った。被評価者と第一次評価者との面談を実施し、能力評価票を作成した。

(3) アウトカム評価の活用による成果の普及

各部門ごとに平成17年度にとりまとめを行ったアウトカム評価結果をベースに平成18年度取り組み内容の討議を行った結果、それぞれ以下のアウトカム評価に係る調査を実施することにより、新規顧客の開拓、ユーザーニーズの把握が実施され、業務成果の普及に寄与できた。

バイオ本部

平成17年度までに整備されたロジックモデルについて、より現場ベースでのニーズ把握、成果普及に向けて、各部門別ロジックモデル案を作成後、ブラッシュアップを図り、課題の論点整理を行った。さらに、作成されたロジックモデルに基づき、各モデル別にアウトカム指標案を作成することにより、業務の位置づけ等の論点整理が可能となり、具体的業務成果の普及の課題の明確化が可能となった。

これにより、現場職員へのアウトカムマインドが醸成され、アウトカムに係る活動実践に向けた現場主導の顧客アプローチを可能とする基盤の整備を一步進めることが出来た。

認定センター

職員によるアウトカム活動（指標設定、データ収集）の実現及びルーチン化に向けて、JIS法改正の影響調査としてJNLAに焦点を絞り、特にJNLA登録事業者の増加がめざましい土木建築分野について、アンケート設計から実施、ヒアリング実施までを健在関係事業者等を対象に行い、新規顧客獲得と併せ、ニーズの把握が出来た。展示会の場でのアンケート調査実施等、営業活動と直接リンクしたデータ収集活動を実現できたことは今後のアウトカム活動における新たな展開を可能とするものである。

生活・福祉技術センター

ユーザのターゲットが製品安全、標準化、人間特性それぞれ広範であることから、網羅的なデータ収集を目指した調査活動を実施した。

製品安全では昨年度の調査結果では消費者サイドの情報収集の必要性が示されたことから、利用実態及びニーズ調査のため、消費者センターに対するアンケート調査を実施し、結果を分析。

標準化関係では、平成17年度に引き続き、抗菌試験JISの改正に関して業界、保菌機関、試験機関、製品メーカーに対しヒアリングを実施。

人間特性関係では、平成17年度調査において回答のあった企業について、3社に対しヒアリングを実施し、直接人間特性DBの利用実態及びニーズ把握を行った。これにより、自動車会社等による本DBの利活用が確認された。

化学物質管理センター

PRTR関係では、主たる顧客である地方自治体4県に対し、利用実態及びニーズ調査を実施。

化学物質審査関係では、届出事業者に対するアンケート調査を、NITEが主催する同事業者に対する講習会において実施することにより、顧客とより近いところでのユーザニーズの把握に努め、平成19年度以降の業務の成果普及に資することが出来た。

B．バイオテクノロジー分野

1．生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

【国内：2,811株を収集】

「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト（未知微PJ）」（NEDOからの受託：平成14年度～平成19年度）

- ・長野県・菅平、九州地方、千葉県、広島県、鳥取県などに於いて、土壌、薬用植物、強酸性土壌、イソギンチャクなどから2,811株を分離した。系統解析結果より、494株が未知微生物であった。
- ・ミシガン大学のRDP-IIより得た16S rRNAデータを収集し、同時に国内において分離した微生物の16S rRNA遺伝子配列に関する情報をそれぞれ整理して、16S rRNAによる分子系統解析インハウス・データベースシステムを整備した。これによって、16

S rRNA塩基配列による系統解析が迅速化される。

- ・ *rpoB*, *rpoC*, *fus*遺伝子の配列による系統解析を、*Bacillus*及び*Streptomyces*を供試して行い、亜種レベルでの解析が可能である遺伝子群であることを見いだした。

【海外：3,886株を収集】

- ・ モンゴル・ウブス県において採集した28試料より総計841株の微生物を分離・選択し、NITEに移転した。NITEで更に詳細に系統解析した結果、最終的に770株（アーキア11株、細菌213株、放線菌346株、菌類200株）を保存した。
- ・ インドネシアにおいて231試料を採集し、総計1,011株を分離・選択し、NITEに移転した。NITEで更に詳細に解析し、最終的に955株（糸状菌403株、酵母93株、放線菌459株）を保存した。また、酵母では、93株を同定の結果、18属34種を認め、内16株が新種、放線菌では127株の系統解析結果より、内101株が新種であった。
- ・ ベトナムにおいて58試料を採集し、1,439株（菌類493株、放線菌946株）を分離・選択し、NITEに移転した。
- ・ ミャンマーでの探索は、首都移転、大臣の交代に伴う混乱により、探索の許可が下りず中止した。

「微生物を利用した石油の環境安全対策に関する調査（NEDOからの受託事業：平成17年度～20年度）」

A. 石油の国際輸送における海洋汚染対策

- ・ インドネシアにおいて石油分解関連細菌722株を分離しNITEに移転した。系統解析結果より、この内の175株が未知微生物であった。
- ・ インドネシア・パリ島に設置した試験区から定期的に試料をサンプリングし、微生物動態を解析した結果、肥料添加区で分解活性が高いことを確認した。この際、*Alcanivorax*属、*Marinobacter*属、*Cycloclasticus*属の菌が主要な石油分解菌であった。それ以外にも11属の石油分解菌が検出された。
- ・ さらに、それら分離株の各種炭素化合物に対する資化性を調べ、フェノチアジン分解菌35株及びフルオランテン分解菌2株を見いだした。
- ・ また、上記分離株中、2M01株（仮称）は、新属新種と推定されるが、幅広い鎖長のアルカン類を強力に分解することを見いだした。

B. 石油関連施設微生物腐食対策

- ・ 石油タンクの腐食部分より微生物を分離・培養し、それら微生物株の腐食能力を解析した結果、嫌気条件で激しく金属腐食を起こす微生物を見いだした。本微生物は*Methanococcus maripaludis*と同定した。
- ・ 本菌をもとに、8月17日に共同研究先と共同で特許「金属腐食能を有する新規微生物」を出願した。本特許は、これまで、金属腐食の原因菌と考えられてきた硫酸塩還元菌とは異なるメタン生成古細菌が激しい腐食を引き起こすことを世界で初めて証明したものである。

- ・金属付着性微生物として新たに*Bowmanella denitrificans*の近縁種（新種）を分離することに成功した。

【大量提供】

[5社・1研究機関：13,843株]

A. 菌株による提供

- ・国内株466株を1社に提供した。
- ・ベトナムでの自社分離株88株を1社に提供した。
- ・ベトナムでの自社分離株500株を1社に提供した。
- ・未知微生物株980株を1社に提供した。
- ・国内株2,000株、未知微株500株が1社において更に1年間の継続利用。
- ・海外株4,366株、11株、930株及び2株についてそれぞれ1社において更に1年間の継続利用。

B. 培養プロスによる提供

「化合物等を活用した生物システム制御基盤技術開発」(JBIC共同研究：18年度)

- ・菌類2,000株、放線菌2,000株の総計4,000株を2種類の培地を用いて培養し、その8,000プロスをJBICに大量提供した。

【その他の実績】

- ・学会等における外部発表実績（論文発表、学会発表）

NITEが保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保存微生物株及び収集微生物を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に、学会や学会誌等において外部発表を行った。

実績の主な内容

論文発表：

- ・International Journal of Systematic and Evolutionary Microbiology (英国)：3件掲載
- ・Plany Cell：1件掲載
- ・Extremophiles：1件掲載
- ・Mycoscience：1件掲載
- ・Edaphologia：1件掲載
- ・Journal of Natural Products：1件掲載
- ・Actinomycetologica：1件掲載
- ・Microbes & Environments：2件掲載
- ・Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry：2件掲載

その他の紙上発表

- ・薬科 微生物学：1件掲載
- ・バイオサイエンスとインダストリー：2件掲載

- ・日本微生物系統保存研究会：1件掲載
- ・菌懇会通信：1件掲載

学会・講演会での発表

- ・8th International Mycobiological Congress: 4件
- ・国際菌学会議：4件
- ・日本微生物資源学会大会：1件
- ・日本放線菌学会大会：3件
- ・日本菌学会大会：5件
- ・日本生物工学会大会：2件
- ・日本ゲノム微生物学会：2件
- ・日本植物病理学会：1件
- ・日本土壌微生物学会年次大会：1件
- ・日本土壌動物学会大会：1件
- ・日本放線菌学会・糸状菌遺伝子研究会ジョイントシンポジウム：1件
- ・日本微生物生態学学会：1件
- ・材料と環境2006：1件
- ・11th International Symposium on Microbial Ecology：3件
- ・水環境学会シンポジウム：1件
- ・日本農芸化学会：6件

他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

1, 239株を収集・保存した。

内訳としては、国内外の企業・大学・研究機関から寄託数834株（大量寄託3件、計562株を含む国内733株、海外101株）を保存するとともに、国内外の生物遺伝資源機関との交換により305株（国内機関230株・海外機関75株）共同研究によりタイBIOTECから21株、その他79株を保存した。今後、更に収集した株の解析を進め保存株に加えていく予定。

また、国内の大学の保存機関から、利用者の利便性を図るための段階的移管を目指し、リストの提供を受け、選定を実施している。

18年度の方譲株数は、8,019株（対前年比111%）であった。

【その他の実績】

- ・学会等における外部発表実績（論文発表、学会発表）

NITEが保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保存微生物株及び収集微生物を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に、学会や学会誌等において外部発表を行った。

実績の主な内容

論文発表：

- International Journal of Systematic and Evolutionary Microbiology (英国): 2件掲載、1件投稿
- Biosci. Biotechnol. Biochem. (日本): 1件掲載
- Mycoscience (日本): 1件掲載
- J. Gen. Appl. Microbiol. (日本): 1件掲載

その他の紙上発表

- Microbiology Australia (豪州): 1件掲載
- 日本微生物生態学会誌: 1件掲載
- Int.J.Syst.Evol.Microbiol (英国): 1件掲載
- 第15改正 図説 日本薬局方微生物試験方法の手引き: 1件掲載
- 日本微生物資源学会誌: 1件掲載

学会・講演会での発表

- 国際菌学会議: 3件
- アジア太平洋バイオテクノロジー会議: 1件
- 日本微生物資源学会大会: 2件
- 日本放線菌学会大会: 4件
- 日本菌学会大会: 3件
- 日本生物工学会大会: 2件
- インドネシア微生物学会大会: 1件
- Workshop “Quality Management of Culture Collection for Curators”(泰): 5件
- 日本農芸化学学会大会: 1件

DNAクローンの収集・保存・提供

19年度に予定される大学からのDNAクローンライブラリーの受け入れについては、より利便性をもたせるための機能付加を行っている。

18年度の方譲数は、184クローン(対前年比89%)であった。

また、機構において実施されたゲノム解析株結果の利用促進を図るため、*Gemmatimonas aurantiaca* のクローンについて収集を行った。

生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

【ISO9001の認証取得】

生物遺伝資源部門の提供体制強化に向けて12月に国内微生物保存機関としては初めてISO9001の認証を取得した。今後ISO9001に基づき、保存・分譲体制の一層の整備を図る。

【東北支所でのバックアップ】

18年度新たに収集した微生物株等を東北支所に移送し、保管管理を行った。また、5月に東北支所での植物防疫法に基づく保管管理の許可が得られたため対象菌株についてバックアップを行った。

【L - 乾燥保存法の改良】

- ・有用微生物の保存への適用：用途が明確な有用細菌 (*Bacillus subtilis*, *Pseudomonas aeruginosa*, *Brevundimonas diminuta*, *Micrococcus luteus* (*Kocuria rhizophila*)) 及び一部の海洋細菌 (*Oceanospirillum*属細菌) を供試し、磁性体ビーズを用いたL-乾燥法の有効性を検証した結果、適用可能であることが明らかとなった。また、真核微生物の*Saccharomyces cerevisiae*, *Candida albicans*, *Schizosaccharomyces pombe*で検討した結果、有効であることが確認された。
- ・磁性体ビーズ分注ツールの試作と評価：半自動化システム構築のために必要なツールをそれぞれ検討した結果、ハンドリングツールは永久磁石を用いる磁気ピペットとし、リリースについては、リリースする先に予め50 µLの乾燥保護剤を入れておくことによって、ハンドリングツールによる磁気ビーズのキャッチ&リリースが効率よく行え、かつ、その後の乾燥操作にも大きな負担にはならないことが明らかとなった。
- ・磁性体付着微生物の汎用乾燥法の検討：L-乾燥処理は、真空下と同様、アルゴンガス置換下についても適用可能であることが確認された。
- ・包装様式の検討：96ウェルフォーマットにアレンジできるチューブにガス置換下でアルミシールをすることを基本として、更に良好な保存方法を検討。

【生物遺伝資源利用促進】

- ・ジェノパターン法による微生物株迅速判別システム
最終的に7つのプライマーをユニバーサルプライマーとして決定し、65属の細菌で検討した結果、細菌の識別に幅広く安定して利用可能であることがわかった。PCRの温度制御の詳細設定の基準を最終決定し、判定ソフトの不具合、バグも解消し、判定用の指標を決定し、9月末で本システム開発を終了した。また、「生物の判別用ユニバーサルプライマー」の特許を出願した。

【広報・企画】

バイオ本部の課題、ニーズを抽出するための体制作りのため、以下の活動を実施した。

- ・JBA（産業界）と協力し、生物遺伝資源の産業利用技術開発勉強会を主要な微生物利用の企業、大学、研究所を取りまとめて立ち上げた（96名登録）。勉強会では生物遺伝資源プラットフォーム整備、ベンチャー支援、技術開発等の政策提言を作成した。政策提案の内容は、産業界のグリーンバイオフィォラム（バイオ政策提案組織）NEDO（グリーンバイオ戦略）とも摺り合わせた上で、METI生物課へ提案した。
- ・JBAと協力し、NITE・JBA生物遺伝資源研究会を開催し（3回）産業界の意見の取り入れと、NITE活動の産業界への浸透を図った。
- ・バイオ企業数社のR&D担当役員等を訪問し、意見交換を行った。
- ・近畿バイオ振興会議、METI産業クラスターバイオ分科会、久留米リサーチパーク他で、17件の説明会、講演会を実施した。

- ・成果報告会を開催した。
- ・バイオEXP、遺伝学会等でバイオ本部事業の展示を行った。
- ・バイオジャパンに展示するとともに、海外より研究者を招いて講演会を実施した。
- ・JBAと共催で「動き出す微生物の新産業利用」の講演会を実施。
- ・NHK「クローズアップ現代」5/18日放映でCBD条約下におけるNITEの海外微生物探索活動について広報を実施した。
- ・JBA主催のCBDセミナーでNITEの広報を実施した。
- ・「モンゴルとのMOU締結」「ベトナムで共同探索」「インフルエンザの克服に向けて」の報道発表を実施し、毎日新聞、日経産業新聞等に掲載した。
- ・顧客リストに基づくバイオ本部事業の情報提供を実施した。
- ・くらしとバイオプラザ21主催のバイオカフェにおいて、「バイオテクノロジーの歴史とこれから～お酒から薬まで～」「華麗なる微生物の世界～その豊かな多様性」の発表を行い、NITEのバイオテクノロジー分野の広報を実施した。

(2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

7月よりNBRCが運営・管理の主体となり主要5機関のデータを統合したデータベース（JSCCオンラインカタログ）として公開した。これは、延べ42,000株を収載し、国内の分譲実績の約40%をカバーする。公開後半年で約13万件のアクセスがあった。また、1月より海外に向けても情報発信を開始した。

また、統合データベースへのさらなる参加機関拡大のため、カルチャーコレクション委員会メンバーのうち同データベースに参加していない10機関に対し、同委員会委員長として参加を呼びかけるとともに、そのための条件整備を促した。

アジア諸国との生物遺伝資源機関（BRC）ネットワークの構築

第3回アジア・コンソーシアム（ACM）が開催（中国）され、BRCネットワーク事業として、ACMホームページ（案）及びアジアBRCネットワーク微生物株データベース（ABRCN Strain DB）のプロトタイプについて参加国による意見交換を行った。また、各国BRC間の生物資源の交換を円滑に実施するため、共通した素材移転協定（MTA）の様式を検討する新たなタスクフォースの設立が決定された。

ACMデータワーキンググループ会合（日、中、韓、泰）を3回開催（6月第2回中国、9月第3回 かずさ、12月第4回 タイ）し、データベース構築とホームページでの公開等について協議を実施した。データベースについては、ほぼ完成し、暫定公開した。また、ホームページ（NITE担当）の試作を行い、これを評価した。

GBRCN枠組み構築への貢献

OECDバイオテクノロジー作業部会、BRCタスクフォース会合に専門家として出席し、BRCの運営基準の作成、BRCネットワークのための情報の連携と交換、及びGBRCN構築に向けた協議に参加し国際的ルール作りに貢献した。2006年末でタスクフォース会合が終了し、報告書が作成され公開された。

データベース等の充実と情報等の利用促進

新たに保存された微生物をカタログデータベースに追加するとともに新着情報と

してホームページから提供を行った。

カタログデータベースの付加情報として保存株のrDNA解析を実施し、データをHPで公開した。このデータはNBRCから提供する微生物材料そのもののデータとして、内部の品質管理と合わせて、利用者においてはスクリーニング等で使用した微生物株の同一性や分類学上の位置づけを知るためのツールとなり、有用な微生物を選択する一助となる。このデータの充実と公開は今後も引き続き実施していく。

また、顧客リストに基づくバイオ本部事業の情報提供を実施。(再掲)

【遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト(経済産業省委託：14年度～18年度)】

(財)バイオインダストリー協会(JBA)と共同して、生物遺伝資源の安全性に係る情報の収集・整理を行った。

平成18年度は、平成17年度末にプロジェクト外部の者を対象とした、データベースのユーザビリティ調査を受け、データベースの改良を行いシステムを完成した。また、今後、情報の効率的な収集を行うためのシステムを作成した。データの入力作業を終了し、データベースは「バイオセイフティデータベース」という名称でインターネット上で公開を開始した。

(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

【機構が保有する微生物株のゲノム解析】

昨年度から共同研究により解析を行ってきた以下の7菌について塩基配列決定を完了した。

アナエロリネア属細菌 (*Anaerolinea thermophila* UNI-1)

嫌気性糸状細菌 (3.53 Mb)

デフェリバクター属細菌 (*Deferribacter desulfuricans* SSM1)

好熱嫌気性細菌 (2.54 Mb)

スフィンゴビウム属細菌 (*Sphingobium japonicum* UT26S)

残留農薬分解菌 (4.42 Mb)

アセトバクター属酢酸菌 (*Acetobacter* sp.)

酢酸菌 (3.34 Mb)

ハロアーキュラ属細菌 (*Haloarcua japonica* TR-1)

高度好塩古細菌 (4.29 Mb)

清酒酵母きょうかい7号株 (*Saccharomyces cerevisiae* kyokai No.7)

清酒酵母 (12.17 Mb)

アシディフィリウム属細菌 (*Acidiphilium multivorum* AIU301)

好酸性光合成細菌 (4.21 Mb)

さらに、今年度よりゲノム解析の実施に当たっては、生物遺伝資源の利活用を促進するため、NBRCが収集・保存する微生物株の中から、分類上の基幹となるもの(系統分類上の基準となる株、潜在的な利用価値の高い分類群の標準株)を選定し、共

同研究先等と協力しながら、ゲノム解析（塩基配列の決定、遺伝子領域の推定、遺伝子機能の推定等）を実施することとした。

また、塩基配列決定、アノテーションとともに業務の効率化を進め、個々の解析精度についても想定されるゲノムデータの利用方法や解析の難易度等も考慮しながら、必要な精度の解析として、第1期中期目標期間を大幅に上回るゲノム解析能力を確立した。

（1菌のゲノム解析に要する期間 第1期後半2～3年 現状1年半程度）

これらにより、以下の微生物株を対象としてゲノム解析を実施し、NBRCコレクションの利用価値を高める目途をつけた。

今年度は大学、企業等の共同研究先と協力し以下の7菌の解析に着手した。この内A-1 及びB-2 の菌については、塩基配列決定を完了した。

A. 系統分類上の基準となる株

A-1 門、綱、目、科などの高次の分類群を代表する株

新規メタン生成古細菌 (*Methanoryza inaequalisis* SANAЕ(仮称))

B. 潜在的な利用価値の高い分類群の標準株

B-1 食経験のある微生物群の標準株（伝統的に使用されているもの等）

テトラジェノコッカス属乳酸菌 (*Tetragenococcus halophilus* NBRC 12172)

スピルリナ属光合成細菌 (*Spirulina platensis* NIES39)

グルコンアセトバクター属酢酸菌 (*Gluconacetobacter xylinus* NBRC 3288)

B-2 放線菌類のうち分類上の標準となる株

ミクロルナタス属細菌 (*Microthricus phosphovorans* NM-1)

アクチノプラネス属放線菌 (*Actinoplanes missouriensis* NBRC102363)

キタサトスポラ属放線菌 (*Kitasatospora setae* NBRC 14216)

【遺伝子領域・機能の推定と確認】

昨年度開発したアノテーション支援ツールの活用、手順の見直し、進捗管理の徹底により、作業効率の向上に取り組みながら、アノテーション能力の向上を図り、従来、2菌/年程度の能力であったものを年4菌相当に拡充した。また、更なる能力を拡充強化するために、マニュアルアノテーションのルール化やオートアノテーションを検討した。

アノテーションを実施しているもの

ロドコッカス属細菌 (*Rhodococcus opacus* B4株)(8.83 Mbp)

新規次世代宿主候補微生物として、16年度からNEDO委託事業としてゲノム解析及び主要な遺伝子についてのアノテーションを行ったものであるが、全遺伝子についてのアノテーションを完了した。

嫌気性糸状細菌 (*Anaerolinea thermophila* UNI-1)(3.53 Mb)

全遺伝子についてのアノテーションを完了した。

新規メタン生成古細菌 (*Methanoryza inaequalisis* SANAЕ(仮称))(2.79 Mb)

10月に着手し、実施中。平成19年度6月終了の予定。

テトラジェノコッカス属乳酸菌 (*Tetragenococcus halophilus* NBRC 12172)
(2.56 Mb)

12月に着手し、実施中。平成19年度8月終了の予定。

スピルリナ属光合成細菌 (*Spirulina platensis* NIES39)

遺伝子領域の推定等アノテーションの準備を開始した。

このほか、次のゲノムのアノテーションを実施中(主として共同研究者が分担。)

好熱嫌気性細菌 (*Deferribacter desulfuricans* SSM1) (2.54 Mb)

残留農薬分解菌 (*Sphingobium japonicum* UT26S) (4.42 Mb)

アセトバクター属酢酸菌 (*Acetobacter* sp.) (3.34 Mb)

高度好塩古細菌 (*Haloarcula japonica* TR-1) (4.29 Mb)

清酒酵母きょうかい7号株 (*Saccharomyces cerevisiae* kyokai No.7)
(12.17 Mb)

【遺伝子の発現解析】

NITEがゲノム解析を実施した麹菌 (*Aspergillus oryzae* RIB-40) のプロテオーム解析を実施した。

- 標準的な液体培養により発現したタンパク質のプロテオーム解析により、17年度末実績として1,564個のタンパク質を同定した。今年度は産業利用に近いメンブレン培養により発現したタンパク質の解析、及び、解析が困難な糖鎖修飾や各種修飾タンパク質の解析を実施した。解析の困難を克服しつつ1,480個のタンパク質を同定し、総計2,244個(重複を除く)のタンパク質を同定した(*Aspergillus*属としては世界最多のタンパク質を同定)。
- 検出されたタンパク質からアノテーションでは推定されていなかった複数のタンパク質を実際に検出するとともに、新規ORF282を含む約400の(ORFの約20%)について修正する必要が生じ、ORF修正・再アノテーションのため、解析データを共同研究先に提供した。

成果の公表

- 昨年度までに解析を終了し、ゲノム上の遺伝子の開始点がこれまでの常識を覆す大きな発見に結びついた *Aeropyrum pernix* K1 については、米国の著名なプロテオーム専門科学雑誌 *ASBMB Molecular & Cellular Proteomics* (Impact Factor: 9.6) に18年5月号に、また、同菌を用いて解析が困難な膜タンパク質についてNITE独自の解析手法を開発し有名な分析専門誌 *JCAC 分析化学* に18年12月に論文掲載を行った。さらに *JBAのバイオサイエンスとインダストリー* 19年3月号にトピックス記事を掲載した。
- 昨年度までに解析が終了しORFの約40%が予測と異なることが判明した *Brevibacillus brevis* 47 について18年5月第54回米国質量分析学会において、学会発表を行った。
- Aeropyrum pernix* K1の解析結果について18年6月にDB公開。
今年度から開始したNEDO委託事業(高性能宿主細胞創製技術の開発、微生物反応の

多様化・高機能化技術の開発) については、リファレンスとなる大腸菌W3110株について約1,210/4,388(ORFの28%)タンパク質を同定した。高性能宿主細胞を創製するために不要な遺伝子を極力排除した大腸菌MGF株については約500タンパクを同定。

【ゲノム情報に関する実績】

ゲノム情報データベースへの新規機能追加により新たな情報の提供開始、ゲノム情報の更新によりデータベースの充実を行った。

遺伝子領域・機能情報

機構ホームページより公開している好気性超好熱古細菌(*Aeropyrum pernix* K1株)のゲノム情報を全面的に更新した(6月)

タンパク質発現情報

Aeropyrum pernix K1株のプロテオーム解析結果について論文発表するとともに、データを公開した。(6月)

ゲノム比較情報

ブドウ球菌、*Pyrococcus* 属古細菌に関する情報を公開した。

NBRCクローン情報

NBRCが保有・分譲するゲノム解析により得られるDNAクローンの情報をゲノム情報データベースから閲覧する機能を開発し、麹菌のクローン情報を公開した。

ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報等を以下の通り提供した。

雑誌での発表

論文1報

Applied Microbiology and Biotechnology: 1件

学会等での発表

国際学会発表 5件

第20回国際生化学・分子生物学会議 4件

Extremophiles 2006 1件

国内学会発表 7件

第21回日本放線菌学会大会 2件

日本生物工学会平成18年度大会 1件

日本ゲノム微生物学会 3件

日本農芸化学会 1件

【社会的・政策的に価値の高い微生物のゲノム解析】

翌シーズンの流行株を予測し、適切なワクチン株を選定するとともに、薬剤耐性株のモニタリングや耐性マーカー解明のため、国立感染症研究所に集められた分離株を解析した。国立感染症研究所から提供された05/06シーズンのヒトインフルエンザウイルス分離株618株の不活化試料の遺伝子(NA遺伝子、HA遺伝子、M遺伝子)について塩基配列解析を行い、その配列データを取りまとめた。塩基配列データは国立感染症研究所が統計解析、分子系統解析等により分析し、流行株の正確な予測や薬剤耐性株の監視体制の強化などに役立てるため、WHOのインフルエンザワクチン選定会議や、

インフルエンザ薬耐性株サーベイランスネットワーク会議へ資料として提供された。

(4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

【新たな二国間協力体制の構築】

- ・ 4月にモンゴル科学院総長、事務局長、生物研究所所長並びに自然環境省環境天然資源局長と協議し、NITEとのプロジェクトを提案し、良好な感觸を得る。5月に、採集地候補であるウブス県に行き、ウブス湖保護区管理事務所所長、県副知事と面談し、ウブス県での微生物探索の許可を得る。6月29日にモンゴル科学院とMOUを締結し、同院生物研究所とPAを締結した。
- ・ ベトナム側と平成19年3月で期限切れとなるMOUとPAについて協議し、さらに3年継続する方向で基本合意に達し、3月14日にハノイでベトナム科学技術省とMOUを、ベトナム国家大学ハノイ校バイオテクノロジーセンターとPAの継続を締結した。
- ・ 新たな二国間協力体制の構築に向けた新規国調査をニュージーランドで実施。また、来日したインド及びブータンの政府関係者とCBDに関する意見交換を実施。
- ・ ミャンマーでの探索は、首都移転、大臣の交代に伴う混乱により、探索の許可が下りず中止した（再掲）。

【共同事業の実施】

- ・ 三重大の中島助教授にモンゴルプロジェクトに参加してもらい、現地で微生物探索を行った。
- ・ ベトナムでの微生物探索に、日本企業2社から3名の研究員が参加し、それぞれ放線菌500株、菌類88株を分離・選択し、NITEを経由して各社に移転した。
- ・ インドネシアにおいて9月11日～15日に第6回ワークショップ「微生物の分子からの同定」を開催、インドネシア側から13名が参加。さらに、12月13日・14日に第4回報告会を開催するとともに、講演会・ワークショップを開催した。
- ・ モンゴルとの共同研究において、現地で微生物の分離及び取扱いに関する技術移転を行った。
- ・ ベトナムにおいて11月17日に第3回微生物ワークショップを開催し、日本側から7名が発表した。さらに、3月13日に報告会を開催するとともに、講演会・ワークショップを開催した。
- ・ 5月～7月にかけてインドネシア微生物探索プロジェクトのメンバー4名を招聘してNITEで共同研究を実施した。
- ・ 7月下旬～9月下旬にかけて及び9月中旬～11月上旬にかけて、インドネシア石油分解プロジェクトのメンバーをそれぞれ4名招聘し、共同研究・技術移転を実施した。
- ・ 10月～11月にかけてモンゴル微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招聘してNITEで共同研究を実施した。
- ・ 1月～2月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー3名を招聘してNITEで共同研究を実施した。

【広報活動】

- ・ NITEが保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保存微生物株及び収集微生物を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に、学会や学会誌等において外部発表を行った。

実績の主な内容

学会・講演会での発表

- ・ かずさバイオベンチャーネットワーク：1件
- ・ かずさBTセミナー：1件
- ・ 放線菌学会バイオテクノロジーシンポジウム（NITE共催）：1件
- ・ JBAセミナー：1件
- ・ 奈良県工業技術センター平成18年度技術フォーラム：2件
- ・ 日本・モンゴルワークショップ：1件

NHKテレビ「クローズアップ現代：微生物ハンター」、朝日新聞のインドネシア微生物探索への同行取材、日経新聞のNITEのアジア微生物探索、毎日新聞のモンゴルプロジェクトなどの取材を受けテレビ、新聞において報道された。（再掲）

【大量提供】

国内外から収集した生物遺伝資源を国内5社及び1研究機関に対し大量提供株として提供した（総計13,843株）。（再掲）

【海外生物遺伝資源機関との連携】

A. タイ

- ・ PA2に基づき、タイ（BIOTEC）と実施している未同定株の共同研究は、NITEに移転した251株について解析を行い、21株を同定し、NBRC株として保存した。
- ・ 12月にタイ（BIOTEC）において年次成果報告会を開催し、PA1（菌株交換）及びPA2の3プロジェクト（糸状菌、酵母、細菌の未同定株を用いた共同研究）について、双方から報告を行った。また、カルチャーコレクションの品質管理に関するワークショップに参加し講演を行った。

B. 中国

MOUに基づく共同研究の課題については、北京で開催された第3回ACM総会とシンポジウムで専門家同士の意見交換を行ったものの、PAの締結には至らなかった。新種発表に必要な菌株の寄託や比較対象株などはコレクションの交換ベースで実施しており、分類学的基準株で平成18年度はNBRCから12株分譲し、中国からは5株が寄託された。ACM4機関においてデータベース構築を共同で行い、NBRCと中国科学院は全データで動作確認を行った。（タイと韓国はサンプルデータを使用）

(5) 特許微生物の寄託業務

【受託範囲の拡大】

産業界、試験研究機関、大学等各分野の寄託者から、動物細胞等への寄託範囲の拡大を求める強い要望に応え、動物細胞及び受精卵の受託開始を目指した。特許庁等関係機関との間で手数料等の折衝、動物細胞用実験室の整備等を行い、平成19年2月1日から動物細胞及び受精卵の受託を開始した。

【特許微生物の寄託等事業の実施】

- ・特許寄託微生物134件を受領し、特許寄託微生物の分譲、積極的な広報活動、東北支所へのバックアップの実施など特許微生物寄託等事業を確実に実施した。
- ・昨年度に引き続き、認知度向上や特許寄託制度の理解を目的にパンフレット等の配布、企業等への出張説明、ホームページの充実等の広報活動を積極的に展開。特に今年度は大学及び公設試への広報を中心として行い、出張説明はもちろんのこと、イノベーション・ジャパン（48大学の知的財産部門担当者に対して業務を説明）に参加するなど効率的な広報活動を行った。
- ・平成17年度に受託した特許寄託微生物については、平成18年5月に一部標品を東北支所へ移送しバックアップを行った。

受領件数

| | 国内寄託 | 国際寄託 | 合計 |
|------|------|------|-----|
| 18年度 | 104 | 30 | 134 |
| 17年度 | 116 | 29 | 145 |
| 16年度 | 87 | 9 | 96 |

保管数（平成19年3月時点）

| 国内寄託 | 国際寄託 | 合計 |
|------|------|-----|
| 246 | 59 | 305 |

【その他の実績】

- 学会や学会誌等において外部発表を行った。
- ・ Extremophiles：1件掲載
 - ・ 極限環境微生物学会年会：1件

2. カルタヘナ担保法関係業務

(1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

カルタヘナ担保法に基づく立入検査等は、経済産業大臣からの指示（法律違反の未然防止を目的とした立入検査等）に基づき5月に1件実施した。

立入検査等結果は、報告書に取りまとめ、速やかに経済産業大臣あてに提出した。

(2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

今年度は、組換えバキュロウィルスを用いて生産された製品中への組換えバキュロウィルスの残留を想定した収去・検査のための技術調査を実施した。調査は、残留組換えバキュロウィルスを検出するための検出技術を確認するとともに、組換えバキュロウィルスが残留した製品による実証実験を行い、検出技術の有効性を検証し確認した。

技術調査の結果については、平成19年2月下旬に開催した「遺伝子組換え生物等の検出技術検討委員会」において検討後、報告書にとりまとめ、経済産業大臣あてに報告した。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

化学物質総合情報提供システム（CHRIP^{注1}）の整備を次のとおり推進した。

注1：「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、N I T Eの登録商標。かつて「ハザードデータベース」と呼ばれた。

この結果、月平均約44万ページのアクセスがあり、前年比約30%増となった。（合計アクセス数年間約530万ページ）

また、GHS分類情報については、平成17年2月に第一回分類結果を公表後、ほぼ毎月情報を追加しており、合計約92万ページとなった。

さらに、利用促進を図るため、使用方法や収載情報などの説明会を9回、展示会での展示を4回行うなど、成果の普及に努めた。

第一期に収集整備した約4,000物質の法規制情報や有害性情報等について計画的に維持更新を行った。

第2期に新たに優先整備することとした約800物質のリストに、平成17年度に実施した化学物質の製造・輸入量に関する実態調査の結果から国内で年間100t以上の製造・輸入実績があると判明した化学物質（高分子化合物等の低懸念物質を除く）や、新たに化学物質管理法令の対象となった物質等約200物質を抽出しリストに追加した。（追加後のリストは約1,000物質となった。）

当初計画に220物質加えた672物質について、第一期で収集した法規制情報や有害性情報等の整備を行った。

新たに化学物質管理のために必要と考えられる情報として、世界調和システム（G

H S) による分類に関するマニュアル等を掲載したほか、関係省庁による分類委員会(G H S 関係省庁連絡会議) から公表される分類結果を毎月 1 回、合計 1 3 回(計 1 , 4 1 2 物質分、平成 1 8 年度は 3 回 ~ 1 3 回最終回まで) 掲載した。更に、CHRIP の検索結果画面からのリンクを可能とした。

さらに、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 (2 0 物質) の対象物質について、有機水銀化合物等の包括名称で指定されている物質を分割し、個別物質 (総計 1 8 5 物質) として情報を掲載した。

新たに、ヘンリー定数、引火点、発火点、燃焼範囲などの物理化学性状データを収集し追加した。

また、有害性情報高度化のために、有害性評価書 (5 7 件) から有害性項目の抽出を行い、それらについて新たな項目として追加した。

NITE において作成、公表された初期リスク評価書の情報を収載し、個別リストにより物質ごとに検索可能とした。

また、環境省の初期リスク評価結果についても、個別リストにより物質ごとに検索可能とした。

ユーザーの利便性の向上のため、Web アンケートを引き続き実施したほか、各情報の利用状況等を知るためにより詳細なアクセスログ解析を実施しており、今年度のシステム改良等に活用した。更に、今後の改良等にも役立てる予定である。

O E C D で検討が進められてきた H P V (高生産量化学物質) グローバルポータルサイトの整備に関して、その第 1 段階としての e-ChemPortal の構築にあたって、国際協力と途上国支援の観点から NITE として参加することとし、そのために必要な準備を行うとともに、CHRIP データから日本の化学物質の分解・蓄積性試験結果を提供するために検索システム構築に必要な化学物質名称や CAS 番号等のデータを提供した。

なお、e-ChemPortal 運用開始に伴い、e-ChemPortal を介しての CHRIP 該当ページへのアクセスが可能となる予定。(平成 1 9 年 6 月予定)

1 0 月にドイツのボンで開催された第 4 0 回 O E C D の化学品合同会合に参加し、G H S に関する各国情報、グローバルポータルへの CHRIP 参加表明の確認等を行った。

また、事前に合同会合に向けたコメントを取りまとめ、経済産業省に提出した。

CHRIP 及び CHEM-LAN の機器老朽化に伴い、必要な措置の検討や、機器の更新が必要となる際の仕様の検討などを行った。

また、機器の更新に伴い必要となるシステム開発などについて、CHRIP 利用者の利便性の向上や、今後の管理や改良が容易となるような改良プログラムとするための検討や仕様書案の作成などを行った。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

化学物質のリスク等に係るわかりやすい情報の提供及び相互理解促進を図る企業、自治体等の支援のための業務については、以下のように推進した。

国民、事業者、行政機関等における現状等把握のため、事業者が地域住民と行うり

スクコミュニケーションに参加(16回)するとともに、自治体、NPO法人、事業者、工業会等を合計33回訪問し、アンケートや現状調査などの結果も踏まえ、自治体及び事業者が必要とされる情報について整理した。また、リスクコミュニケーション事例報告会を開催するとともに、自治体、事業者、工業会等の50名以上に対しメールマガジンによる情報発信を行うことにより関係強化を図った。

以上の調査結果を踏まえて、ホームページ「化学物質と上手に付き合うには」に、国内事例の追加、用語・略語の追加、初期リスク評価書等のデータベースへの追加を行った。アクセス件数については、展示会、各地の会合等での広報の結果、月平均約4万8千ページ(年間約57万ページ)となり、前年度の約2.4倍となった。関係機関など訪問(33回)、委員会・勉強会(29回)社内教育調査などにより、化学物質管理に係る国民、事業者、行政機関等のニーズや理解度を調査し、情報提供の手段や方法等について整理した。

また身の回りの製品に含まれる化学物質の解説について、これまでホームページで公開している8品目のうち、化粧品、塗料、接着剤の3品目について冊子として作成し、展示会等で紹介、配布した。

さらに、工業会及び埼玉県、福島県での化学物質管理に関するセミナーや事例報告会等に講師を10回派遣した。

国際協力機構(JICA)の委託を受け、中国、ヨルダンなどの開発途上国8カ国9人の研修生を受け入れ、2週間の化学物質管理政策研修をJICA東京国際センターにて実施し、日本の化学物質管理政策や関連法令、NITEにおける化学物質管理に関する取り組みについて講義を行い、我が国の化学物質管理政策の普及とNITEの海外ネットワークの構築を図った。

また、平成17年度に当該研修を受講したインドネシアの化学物質管理担当者を訪問し、研修成果の活用状況についてフォローアップ調査を行った。さらに、今年度及び平成17年度の受講生に対して、海外ネットワークの維持及びフォローアップのために、研修後の活用状況についてアンケート調査を実施した。

2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

(1) 化学物質のリスク評価等

化審法監視化学物質の段階的リスク評価スキームを構築するための手法検討を開始した。

- ・監視化学物質に関する届出情報の収集、有害性評価において情報収集の対象となるエンドポイント等を検討するため化審法第一種特定化学物質の指定時における有害性の判定基準の調査、化審法の「高次捕食動物」及び「生活環境動植物」に該当する可能性のある国内に生息する生物の調査などを行い評価の基本的考え方を整理した。
- ・スクリーニング評価から詳細評価までの各段階では、広域暴露と局所暴露及び製品暴露を考慮することとし、人及び環境への暴露評価の方法について検討し、各段階の評価手法原案を構築した。
- ・化学物質の物理化学性状や排出量のさまざまな組み合わせによる暴露量算定シミュ

- レーションを行い、これに基づき科学的かつ簡易なスクリーニング手法を開発した。
- ・監視化学物質の暴露評価にあたっては、情報が少ない物質が多いことから、多くの推計手法を用いる必要があり、不確実性が大きくなることが予測されるが、これを解決し、行政上の判断根拠に利用可能とするため、比較的情報が多く、他物質の暴露評価の基準となる物質候補を監視化学物質の内外から約40物質程度抽出し（トリクロロエチレン等）、これら物質を暴露評価の基準となる指標物質として使用することにより、これとの比較によって他物質の暴露の状況を評価・判定する手法案を策定した。
 - ・策定した手法により、指標物質を含め約110物質のリスク評価を試行し、本格的な手法確立に向けての検討を行った。
 - ・なお、評価手法の検討、試行結果の評価にあたっては、産業界、研究機関、大学からレビュアーを選任し、評価の考え方等について意見を聴取した。
- 化学物質排出把握管理促進法の第一種指定化学物質の暴露評価、リスク評価
- ・優先的に評価をすべきとされた150物質のうち残り16物質について、製造・輸入量、排出量等の情報を収集し、暴露評価、リスク評価し、検討会、内部レビュー、外部レビュー等を行いリスク評価書を完成させた。
 - ・初期リスク評価書を6物質公開した（計57物質公開）。
 - ・暴露評価へ利用する大気中の濃度マップについて、平成16年度のP R T R排出量データに基づき、第一種指定化学物質約200物質の大気中濃度推計を行い、大気中の濃度マップとして公開した。また、表示機能を大幅改良し、より利便性向上をはかったマップを公開した事などから、アクセス数は前年比約2.3倍増の計約10万ページとなった。
 - ・初期リスク評価指針ver2.0、初期リスク評価書作成マニュアルver2.0を作成し公開した。
 - ・リスク評価管理ガイド等への反映のため、リスク評価を行った150物質について評価結果を整理、解析し、リスク評価管理ガイドを作成した。
 - ・地方自治体の化学物質管理担当者を主な対象とした経済省の化学物質管理研修において、初期リスク評価、大気中の濃度マップとその利用方法について解説した。
 - ・リスク評価の手法や評価結果等について体系的に理解させることを目的に、共同実施機関である(独)産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター、(財)化学物質評価研究機構との共催による研究成果報告会を2日間開催し、講演（2題）、ワークショップ（1題）、ポスター発表（20テーマ）により、初期リスク評価と150物質の評価結果の解析、その他、当該事業における6年間の成果について発表を行った（参加人数：約620名（来賓、関係者除く））。
 - ・その他、N E D O化学物質評価管理セミナー、エコプロダクツ展、エコマニファクチャ展で初期リスク評価書等の広報を行った。
 - ・N I T Eが行った初期リスク評価において、リスクの懸念があると判断された二硫化炭素、クロロ酢酸等の物質を排出している事業者等を訪問し（8事業所、9自治体）、初期リスク評価書についての説明を行うとともに、管理実態について情報収集を行い、併せて、初期リスク評価書情報を踏まえた自主管理をお願いした。

- ・ 建築関係業界誌のプラスチック特集に化学物質のリスク評価管理に関する内容を寄稿したほか、リスク評価の手法等に関する論文投稿を行った。
- ・ フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)の管理ガイドについて英訳版を公開するとともに、EUの同物質に関するリスク削減戦略担当に送付した。
- ・ 初期リスク評価書の利用のため、環境省「化学物質ファクトシート2005年度版」の初期リスク評価書の引用記載を充実させた。
- ・ 初期リスク評価書が社内教育、化学物質管理に利用されていることをアンケートにより確認した。

初期リスク評価の対象となった150物質について、初期リスク評価結果を活用した計画的な管理の促進のため、初期リスク評価結果と最新のPRT Rデータなどを利用したリスク監視スキームを検討し、初期リスク評価結果監視マニュアルとして作成した。

マスメディアなどから広く公表されている日用品等からの有害物質検出情報や化学物質漏出事故等の情報を収集・整理するとともに、必要に応じて、それら化学物質に関する有害性評価情報を入手した。また、収集した情報を評価した結果、環境経路でリスクが懸念されると判断されたものは無かったため、これらについて暴露評価・リスク評価等は実施しなかった。

US-EPA、OECDでは、化学物質の安全性評価において、同一の性質又は連続した性質を持つと予想される一群の化合物を選定し、一部試験の省略等を行い評価の効率化を図っているが、このようなカテゴリーアプローチの事例を調査した。また、このようなカテゴリー化の試行のため、経済省の平成17年度既存点検対象物質から2物質(2,4,6-トリメチルフェノール、ジエチレングリコールジメチルエーテル)を抽出し、これらと構造類似性を有する一群の化学物質について、物理化学性状、有害性エンドポイント等の既存情報を調査し、有害性などの情報が不足している場合についてQSARを利用した予測値算出を行った。これらの情報に基づきカテゴリー化の試行を行うとともに、実施した手法の検証を行った。

さらに、Japanチャレンジプログラムの推進に寄与するため、物理化学性状、有害性情報の取りまとめの方法について経済省に提案した。同提案は、経済省、厚生労働省、環境省で採用され、報告フォームとしてホームページから公開された。多変量解析法研修、化学物質情報検索研修、化学物質の安全性に関する学術講演会、環境リスクに関する国際シンポジウム、日本リスク研究学会、室内環境学会、内分泌かく乱問題に関する欧米の説明会等に参画し、情報収集、職員のレベルの維持向上に努めたほか、有害性、リスク評価に関して、(独)産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター、(財)化学物質評価研究機構との連携、協力関係を維持・推進した。

(2) リスク評価手法等の調査と手法開発

製品暴露予測手法の調査等

- ・ 米国、EUでの消費者製品暴露による化学物質のリスク評価手法を基に、国内における消費者製品暴露予測のための経口、吸入、経皮暴露の基本パターン及び暴露シ

ナリオを整理し、暴露推定式を作成した。

- ・国内において消費者暴露が予想される化学物質10種類について各化学物質ごとの消費者製品用途、使用方法等についての調査を行い、得られた情報と暴露推定式に基づき消費者製品からの暴露評価を試行し、これらの結果を取りまとめた。

排出量推計に関する調査と排出係数表の作成、課題抽出

- ・化審法監視化学物質を含むP R T R制度対象物質以外の物質の排出量を業種、用途別に推計することを目的として、既存の欧米の推計手法、化管法の推計手法の活用の可能性について調査するとともに、化審法、化管法等の用途分類、日本標準産業分類等を整理、関連付けを行い、我が国用の業種×用途表案を作成した。
- ・更に、この業種×用途表案に我が国独自の排出係数を設定するため、P R T R算出マニュアル、工業会での調査報告書から排出係数を入手し、業種×用途別排出係数表案を作成した。
- ・また、この表中の情報不足の部分について、欧州で既に作成されている排出係数表（E U - T G D A - table）が利用可能か検討し課題を抽出した。

媒体別簡易推計手法の構築

- ・排出源近傍の大気中、河川中、地下水中の化学物質濃度を効率的、簡易に推計し、暴露・リスク評価に利用できるようにするため、国内外で既に技術的に確立された標準的な推計手法を利用し、日本の環境条件で使用できるよう、各種データを収集、加工、シミュレーションを行うことにより、日本版簡易推計モデルの構築(大気)及び推計のためのデフォルト値の設定(河川)を行った。
- ・また、地下水については、地下水中の化学物質濃度等に関する情報を収集するとともに、産業技術総合研究所及び地下水中化学物質の濃度推計モデルに関する専門家と意見交換を行い推計手法などの現状を把握した。

3．化学物質審査規制法関係業務

(1) 化学物質審査規制法施行支援業務

- ・化学物質審査規制法施行支援業務は、適正な化学物質審査規制法の施行に資するものである。N I T Eがこれまで実施してきた支援業務に対する経済産業省、厚生労働省、環境省からの高い信頼を基に、改正法の施行に伴い、届出者との連絡相談窓口をN I T Eに一本化するとともに、平成18年4月以降の審議会に係る新規化学物質の届出資料の提出先がN I T Eに一本化された。
- ・届出事業者からの試験等の進め方など技術的な問い合わせに的確に対応することは、届出事業者の適切な試験の実施を可能とし、届出に係る労力と試験費用の負担の軽減に資するものである。

化学物質審査規制法に基づき届出された新規化学物質について、届出事業者からのヒアリング等（395件）を通じて、環境中での分解性、蓄積性及び人の健康影響に関する試験データ等を精査するとともに、3省共同化学物質情報基盤システム（以下「3省DB」という。）などを活用して審査に関連する各種調査を行い、その結果を整理して3省合同審議会（厚生労働省・経済産業省・環境省）関連資料を作成し、経済産業省へ提出した。（364件）また、3省合同審議会（1

0 回開催) において資料の説明等を行った注1)

また、平成18年4月から新規化学物質の審査に必要となる試験報告書等の届出資料の提出先がN I T Eに一本化され、3省に代わってそれらの受付を行うとともに、受け付けた資料を3省に対して配布した。更に、少量新規化学物質の申出(19,954件)について、申出書の内容確認(構造式・名称など)を行うとともに、中間物などの申出に係る事前ヒアリング(195件)に参加した。新規化学物質の試験等の進め方など審査に関連する技術的事項についての事前相談・問い合わせ(795件)に対して、対応を検討し、適切に対応した。(表の～ に対応)

既存化学物質の安全性点検結果については、分解性・濃縮性に関する試験データ(55件)の精査を行い、経済産業省に対して意見を提出した。

また、法律に基づき提出された有害性情報報告(49件)については、報告されたデータの整理を行った。(表の～ に対応)

審査が終了した新規化学物質及び規制対象となった既存化学物質について、官報公示名称原案を作成し、経済産業省、厚生労働省、環境省に提出した注2)。

また、官報公示のため、平成17～18年に届出された物質の官報公示名称原案について届出者に確認し、必要がある場合には名称を変更して、官報公示名称案として経済産業省、厚生労働省、環境省に提出した注3)。(表の～ に対応)

審査が終了し公示された新規化学物質について、C A S 番号への対応付けのための調査(514物質)を行うとともに、C A S 番号対応が適切か否かの確認を約4,800物質について行い、対応が確認された3,143物質についてC A S 番号を付与した。

| | 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 | |
|--------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事前相談 | 795件 | 913件 | 614件 | (未集計) | |
| 事前ヒアリング | 395件 | 330件 | 341件 | 352件 | |
| 審議会資料作成等注1) 内、低生産量注5) | 364件 219件 | 299件 178件 | 343件 - | 306件 - | |
| 官報公示 名称原案 作成注2) | 経済省 | 新規182件 既存49件 | 新規188件 既存3件 | 新規529件 既存95件 | 新規256件 既存12件 |
| | 厚労省 | 新規138件 既存48件 | 新規196件 既存17件 | - | - |
| | 環境省 | 新規138件 | 新規196件 | - | - |

| | | 既存48件 | 既存41件 | | |
|--------------------------------------|-----|------------|------------|------------|---------|
| 官報公示 名称案 作成 ^{注3)} | 経済省 | 104件 | 161件 | 349件 | 238件 |
| | 厚労省 | 155件 | 196件 | - | - |
| | 環境省 | 165件 | 196件 | - | - |
| 少量新規化学物質 ^{注4)} | | 19,954 | 17,048件 | 15,807件 | 14,121件 |
| 中間物等 ^{注6)} | | 195件 | 187件 | 215件 | - |
| 既存化学物質の安全 性点検 分解性 蓄積性（内容確認） | | 29件 26件 | 24件 23件 | 22件 15件 | （未集計） |
| 有害性情報の報告 | | 49件 | 75件 | 33件 | |

注4：申出書の内容確認(名称、構造式等)を行った。法改正に伴い実施した、オニウム塩に係る内容確認(平成17年度：約2,000物質)を含む。

注5：法改正により平成16年度から新たな業務となった。

注6：法改正により平成16年度から新たな業務となった。中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品の申出書の内容(名称、構造式等)を確認するとともに、経済産業省での内部検討会及び3省合同ヒアリングに参加した。

化学物質の安全性審査において提出される試験データの信頼性確保に資するため、経済産業省製造産業局長あてにG L P^{注7)}適合確認申請のあった試験施設について、書面審査、現地査察、報告書(案)作成等を行った。

| 18年度 | 17年度 | 16年度 | 15年度 |
|------|------|------|------|
| 5件 | 6件 | 4件 | 9件 |

注7：Good Laboratory Practice、優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECDにおいて1981年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、平成12年3月に改正した。

第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の適切な管理のため、監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報を整備等し提供した。

また、経済産業省が国内の約17,166事業所に対し実施する化学物質(既存約25,000物質・新規約1,000物質)の製造・輸入量実態調査について、昨年度実施した調査の事業者からの回答内容について、官報公示番号とCAS番号の整合性確認及びIUPAC名称確認(13,000件)、企業名簿の整理(2,800件)、未入力デー

夕の追加（200件）等の不備事項を調査・検討した。これらの検討を踏まえて、再集計した確報値を経済産業省へ報告した。

昨年3月から稼働を開始した3省DBについて、本システムの保守を行うとともに、化学物質審査規制法に基づき届出された新規化学物質の審査等業務でより使いやすくするために、3省連絡会議の開催等により3省から改良項目について意見を求め、これを踏まえてNITEにて改良項目の検討・とりまとめ等を行い、入力機能の改良、検索・閲覧機能の改良を行った。また、平成17年度までに届出された新規化学物質に関する報告書（厚生労働省保有分）中間物等申出に係るデータ等を入力するとともに、平成18年度に届出された新規化学物質のデータ、中間物等申出に係るデータ等及び審議会相談案件データ等を順次入力している。さらにシステムの適切な運用管理及び適切なデータ入力・管理を行うため、システム運用管理マニュアル（案）及びデータ入力管理マニュアル（案）を作成し、3省に提出して意見調整を行っている。試験報告書等についても適切に保管した。

昨年度プロトタイプを完成した加水分解性予測システムについては、本格的な検証を行うとともに、システム利用者の作業性向上のための機能追加等を行った。また、山口大学と共同で、28物質の加水分解試験結果等を用いて予測手法の検討を行うとともに、加水分解反応について、反応部位の攻撃配置・方向の決定等を含む反応モデル作成や加水分解反応進行の判定基準の作成等を行った。

新規化学物質（1,539物質）の生分解性試験データを用いて、NEDO第2プロジェクトにおいて開発している生分解性予測システムを検証し、同システムの改良のための検討を支援した。

既存化学物質の安全性点検（生分解性・蓄積性）における構造活性相関手法の行政での利用方法を確立するため、構造活性相関委員会を開催し、平成17年度末までに以下の検討を行った。

- ・既存の予測モデルの比較・検討と最適モデルの選定
- ・予測モデルを活用した評価プロトコルの検討
- ・評価プロトコルに従った個別物質の詳細評価

平成18年度は構造活性相関委員会を3回開催した（平成16年度は3回、平成17年度は4回開催）。平成17年度にスクリーニングを行った第一種監視化学物質相当59物質のうちから特に高蓄積性が懸念される16物質について、報告形式等の検討も含め詳細評価を実施した。また、これまで本委員会で検討してきた、生分解性予測システムの検証結果及び製造・輸入量10トン以上の既存化学物質（697物質（無機化合物、高分子化合物、構造不明物を除く。））の分解性予測結果についてNITEのHPで公表した。

また、3省合同審議会においては、新規化学物質及び既存化学物質のQSAR予測結果について、今年度から、分解性の予測結果に加えて濃縮性の予測結果についても、報告・説明を開始した（新規化学物質183物質、既存化学物質44物質）。

また、CBI研究講演会^{注8}で生分解性予測モデル関連の講演（1件）、QSAR2006^{注9}で生分解性予測モデル、蓄積性予測モデル関連の学会発表（2件）、構造活性相関シンポジウム^{注10}及び情報化学討論会^{注11}合同会合で生分解性及び蓄積性予測モデル関

連並びに加水分解予測関連の学会発表（3件）を行った。

さらに、QSAR & Combinatorial Science^{注12}に水 - オクタノール分配係数予測モデル関連の論文（1件）及びEnvironmental Health Perspectives^{注13}に共著にて蓄積性予測モデル関連の論文（1件）を投稿し、掲載された。

注8：計算機と化学・生物学会（CBI：Chem-Bio Infomation Associationの略）。日本の学術任意団体。

注9：2年に1度行われる環境系QSAR分野の国際学会。正式名称「The 12th International Workshop on Quantitative Structure-Activity relationships in Environmental Toxicology」

注10：日本薬学会主催で年1回開催される構造活性相関に関する学会。

注11：日本化学会主催で毎年1回行われる情報化学に関する学会。

注12：国際QSAR学会の論文誌

注13：米国National Institute of Environmental Health Sciencesの論文誌。

化学物質審査規制法への事業者の理解をより深めることを目的として、NITE主催で化学物質審査規制法に係る講習会を東京（3月）及び大阪（2月）で開催した（参加者は東京が235人、大阪が144人）。また、2団体から依頼を受けて化学物質審査規制法対応講習会へ講師を派遣した（4会場、聴講者約300人）。さらに、海外の化学物質管理政策担当者に対する講演（JICA集団研修）も行った。

化学物質審査規制法の適切な施行を支援して普及・啓発を図るため、経済産業省と連携し、同法に関連する申出手続き等のお知らせ19件を化学物質審査規制法関連ホームページに掲載した。当該ホームページへのアクセス数は、18年度は約62万ページで前年度比約13%増であった。（前年度実績約55万ページ）

また、同法に関連する技術的な事項についての事業者からの照会（795件）に対して、その内容を検討して適切に対応した。（再掲）

さらに、「化審法実務提要」の編集や「化審法化学物質」の監修を行い、適切な情報提供に努めた。

OECD等の次の会合等に出席し情報収集等を行った。

- ・新規化学物質TF会合、WIB会合及び電話会議（32回）
- ・ポリマー専門家会合
- ・HPVグローバルポータル会議（3回）及び電話会議（2回）
- ・IUCLID5ベータテスト会合
- ・QSARステアリンググループ会合
- ・GLPワーキンググループ
- ・化学品合同会合（11月）
- ・EPA、デュポン、WWICナノテク動向調査

新規化学物質TF関係では、MAN VISION、ポリマー専門家会合、WIB(定義)に係るOECD作成文書、合同会合提出用報告文書に関する意見を経済産業省に提出した。MANパラレルプロセスに関する質問票への回答を経済産業省へ提出した。平成19年3月に開催されたポリマー専門家会合では、NITEから我が国におけるポリマーの

評価方法等に関するプレゼンテーションをするとともに、各国の制度の情報収集を行うことで、化審法上の課題抽出を行った。

HPVグローバルポータルへの参加については、参加のメリット・デメリット等を検討し、CHRIP(HPV点検結果情報)の参加を決定した。参加に当たっては、求められる情報を提供し、同ポータルの機能、ユーザー調査票及びパンフレット等についても経済産業省へ意見を提出した。

OECDにおいて検討しているQSARに係るガイダンス文書に掲載するため、バリデーションレポートの原稿を作成し提出した。

GLP関係では、文書保管に関するドラフト案への意見や技術的課題に関する質問への回答、国際相互評価の実施に関する意見を経済産業省へ提出した。

スイスにおける化学物質管理状況調査を行い、関係省庁等への情報提供を行った。

(2) 化学物質審査規制法第33条第5項に基づく立入検査については、経済産業大臣の指示を受けて、経済産業省・厚生労働省・環境省の担当官と共に、中間物/閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を10件実施した。これに先立ち、年間計画案作成のため、平成18年度立入検査対象事業所(案)を作成して経済産業省へ提出した。立入検査を実施した10件については、63件の問題点の指摘を行い、経済産業省へ報告している。この報告を踏まえて、3省はそれぞれの問題点について対処方針を検討し事業者に改善を求めている。これにより、立入検査後の法令遵守状況の向上が図られている。

また、本年度から当該業務は生活・福祉技術センターへ依頼して実施することとなったため、当該センターへの依頼手続き、立入検査員規程の改正を行うとともに、実施要領(案)を作成した。

4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務

(1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づく届出の集計処理業務を以下のとおり実施した。

今年度の届出件数は、40,823件(昨年度届出件数40,341件、1%の増加)であった。このうち、電子届出は、届出システム等の改良、電子届出の普及・啓発活動などにより、昨年度から約3割(約3,200件)増加し14,866件に達した。

なお、平成17年度に総務省から、未届出事業者に対する届出励行を行うよう化管法関係5省に対し勧告が出されており、この対応のため経済省からNITEへ普及啓発の協力要請があった。これを受け、従業員50人以下の対象業種を営む約25,000事業者に対し、ダイレクトメールを送付した結果、これまで届出実績のない事業所から約350件の届出があった。また、(2)の解析結果を基に、一昨年度に届出があり昨年度の届出実績がない約1,200事業所に対し、届出の案内を送付した結果、約900事業所からの届出があった。

今年度は、昨年度まで行ってきたアウトソーシングの試行を踏まえ、電子届出

も含めた定型的な作業のアウトソーシングを本格的に実施し、NITE内の作業の効率化を図った。

また、外注管理を徹底することにより、作業の迅速化・適正化を図るとともに、外的要因に起因した作業の遅れを最小限に留めた。

さらに、集計結果公表と同時に公表される報告書の作成のため、今年度届出データを解析し、結果を経済産業省に提供した。

作業に当たっての内部態勢について、事業者、自治体等からの電子届出方法等の問い合わせが3,539件あったが、問い合わせ対応をアウトソーシングすることにより事業者による期間内の届出、自治体による円滑な事務処理を達成するとともに、業務内容に応じた専門的知見を有する派遣職員や企業OBを活用することにより、効率的な届出内容確認の業務態勢を構築し、届出データの精度向上を図った。

事務処理の効率化及び精度向上に有効な電子届出システムの利用の普及のため、昨年に引き続き、講習会等でのパンフレットの配布、書面及び磁気ディスクによる届出を行った事業者に対するダイレクトメールの送付により、電子届出の一層の普及に努めた。

また、来年度の届出処理に向けた準備として、新たに県から事務が委任される静岡市などの新たに指定された委任市の担当者に対して、操作方法などの研修を行った。

さらに、都道府県で唯一NITEの電子届出システムを使用していなかった山口県が、来年度よりNITEシステムの利用を開始することとしたため、担当者に対して説明などを行った。

自治体等が使用するシステムについては、事業者の負担軽減並びに自治体及び事業所管省庁等の利便性向上と事務処理の迅速化を図るため、電子データに対する職権訂正の機能追加等を行った。

今後のシステム改良等による更なる効率化のため、問い合わせ内容から事務処理やシステム等に関する要望や問題点を抽出・整理した。

化管法に係る普及啓発、事業者の自主管理の支援等のため、以下のような取組を行った。

1) 化管法関連情報のホームページを通じた提供

化管法に関するホームページを迅速に更新し、常に最新の情報を提供するよう努めた。技術的内容については、NITE独自で収集・調査・解析したものを提供する努力をしており、「平成16年度のP R T R排出量マップ」、「平成17年度取扱量調査報告書」、「過年度比較情報」、などを提供した結果、アクセス数は、以下のとおり約1割増加した。

18年度：約143,000件/月

17年度：約132,000件/月

また、化管法に関する情報を海外に提供するため、英語版化管法ホームページに「平成16年度P R T Rデータの概要」、「P R T R届出データの2001～2

004年の比較」を追加しており、アクセス数は、以下のとおりである。

18年度：約7,900件/月

17年度：約8,000件/月

2) 問い合わせ対応、講師派遣による普及・啓発

化管法に関する事業者等の問い合わせに対応するとともに、自治体PRTTR担当者会議等に講師を派遣した。特に、講師派遣については、従来から実施している化管法及び排出量算出方法に関する説明だけでなく、PRTTR届出システムにおける処理の流れや操作方法の説明、PRTTRデータの活用に関する講演、海外の化学物質管理政策担当者に対する講演（JICA集団研修）などを行い、従来に比べ、内容、対象受講者ともに広範な活動となった。

・照会への対応：322件

・化管法に関連する講演会等への講師派遣：8件

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

国内外の情報情報収集整理

1) 国際会議等への対応

PRTTRタスクフォース会合（2月）に参加し、我が国のPRTTRの実施状況について発表するとともに、情報収集及び我が国のPRTTRに関する情報提供を行った。また、PRTTRタスクフォース会合、化学品合同会合のPRTTRに関連する部分の説明資料及び対処方針案を作成するとともに、タスクフォースの作業グループからの3回のアンケートについて、原案を作成し、経済産業省・環境省との意見調整を行いINITEから回答するなど積極的に対応した。

以上により、OECDのPRTTRに係る活動の情報の収集及び国際整合性の確保に貢献した。

2) MSDS制度に関する調査

海外のMSDS制度及び普及状況の調査を実施した。欧米等主要国の制度について調査するとともに、6か国51機関へのインタビューにより実態を調査、その結果を基に化管法MSDS制度との比較検討を行った。

また、昨年度実施した海外調査結果について、「平成17年度化管法MSDS制度と海外のMSDS関連制度との比較等に関する調査報告書」（8月）としてホームページに掲載した。

3) PRTTR対象物質取扱量実態調査

昨年度に引き続き、取扱量実態調査を実施した。約44,170事業者に調査票を送付し、約16,089事業者から回答を得た。

また、昨年度から追加された排出源別排出量推計方法の精度確保のため、調査項目を追加した。これにより、対象業種を営む事業者からの排出量の推計の精度向上に貢献した。

結果については、経済産業省に提供し、裾切り推計用データとして活用された。

さらに、平成17年度の調査報告書を約500部印刷し、関係機関・関係者に配

布するとともに、「平成17年度取扱量調査報告書」、「平成17年度取扱量調査の集計結果データ」をホームページに掲載した。

4) 化学物質管理状況調査

化学物質管理指針の普及等、事業者による自主管理の改善に関する状況調査を実施した。今回は、特に零細企業の状況を調査するため、対象業種を営む従業員20人以下の約9000事業者を対象にアンケート調査を実施し、約2000事業者からの回答を得た。調査結果から、零細企業における化学物質管理の状況についてまとめた。

情報の収集解析

有害大気汚染物質対策自主管理計画の対象12物質についてPRTRデータを基に、業種別や「ベンゼン地域自主管理計画」策定地域別などの傾向分析を実施し、排出量は概ね減少していることの解析結果を経済省に提出した。経済省では、提出したデータを基に平成18年12月に開催された産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会、化学・バイオ部会リスク管理小委員会第5回産業環境リスク対策合同ワーキンググループにおいて、「今後の有害大気汚染物質に関する自主管理のあり方」について審議され、自主管理のフォローアップについて「新たな対策を講じる必要性は生じていない」との結論に至った。

また、ホームページ等から環境報告書やISO 14001認証取得状況、その他事業者・事業所が公表している化学物質管理に係る情報を調査整理し、過去5年間のPRTR届出データと連携させたデータベースを構築し、データ解析を行うための支援システム(プロトタイプ)を開発した。燃料小売業が取扱う物質の排出量について、当該システムを活用するとともに、過去の調査結果など他の情報も使用して解析を行い、新たな推計方法案をまとめ、経済省に提出した。

5. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務については、全て経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。なお、オンサイト分析は実施されなかった。

(実施件数は公表できない。)

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

(実施件数は公表できない。)

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。

11月から12月にかけて化学物質評価研究機構と合同で分析実験を適切に実施し、その結果を3月に経済産業省に報告した。

経済産業大臣の指示により、国際機関による検査等の対象事業所のうち10以上の

事業所に対し実態調査を行い、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

(実施件数は公表できない。)

国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、以下の活動を行った。

9月に、「表2 剤事業所検査における現地分析試行のためのOPCWと日本の2者間協議」に参加、日本としての意見を適切に表明すると共に必要な情報を収集し、また提供し、現地分析試行受入のための日本側・OPCW側双方の実施体制整備に大きく貢献した。

11月に、韓国で実施された「OPCW主催：国内当局者のためのアジアセミナー」に参加し、日本の国際検査受け入れ経験を紹介し、アジア各国の国際検査受け入れに対する理解向上に貢献した。

2月に、インドネシアで実施された「日豪共催：化学兵器禁止条約産業関係セミナー」に講師として参加し、日本の国際検査受け入れ経験を紹介し、インドネシアにおける国内実施体制の整備に貢献した。

国際機関による検査等において、オンサイト分析試行を的確に支援するために、NITEの豊富な国際検査経験から得られた情報、従前より独自に収集していた情報、公務電報から収集した情報及び9月の協議で得た情報を基に全対象事業所の調査を実施し、必要な助言を行い、産業界側の受け入れ体制整備に大きく貢献した。また、関係機関・運送会社等と、受け入れ・輸送等に関して詳細な打ち合わせを行い、我が国として積極的に支援が行えるための体制整備に大きく貢献した。

外務省と経済産業省との間で行われる申し立てによる査察（チャレンジ査察）の実施受け入れについての検討会議は、今年度は実施されなかった。

別途、チャレンジ検査に用いられる装備品についてOPCWより新たに情報を入手、対策について検討し、経済産業省に報告し、受け入れ体制整備に貢献した。

D. 適合性認定分野

1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営業務

(1) 認定機関的信頼性確保

認定機関的信頼性確保認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行った。

システム文書については81件の制改訂を実施し、一週間以内に差し替えを実施した。また、共通システムの変更等重要事項については品質管理者から全員に4回のE-mail周知を行った。

JCSSの技術指針文書等については42件の必要な改正とともに5件の新規制定文書について、全てインターネット上で公表し、申請者の利便性向上を図った。

JCSS一般要求事項の改正についてはHP上でパブリックコメントを募集し、広く意見を求めた。長さの説明会について実施。またMLAPについても試験方法規格であるJIS、環境省マニュアルの改訂の中で解説文書を公表し、事業者にも周知した。

認定機関としての運営に対して認定事務所を含め8～9月に内部監査を実施し、指摘事項（不適合事項、観察事項、提案事項）について改善を進めている。また、

マネジメントレビューを11月に実施し、所長からの所見のうち必要な事項について改善を進めている。

年3回の審査員研修を計画し実施した（第1回17名、第2回17名、第3回19名の計53名参加）。増加審査員数は計52名。

使用するテキストについては、研修生にとって分かり易い内容に工夫を加え、毎回改善を進めている。

第3回研修は大阪認定事務所で会場手配や開催準備に従事した。また、第2回及び第3回審査員研修では2認定事務所及び九州審査・検査室から講師OJTを実施し、講師の養成を図った。

東京、大阪で各2回開催の審査員連絡会に延べ276名（1回目146、2回目130名）の審査員の参加があり、有用な情報伝達及び解釈・レベルの統一を図った。年度職員研修計画を作成し、計画に従い新配属職員教育及び職員研修を実施した。

MLAP 6ヶ月長期研修1回（1名）、JCSS短期研修4回（延べ9名）、JNLA短期研修6回（延べ63名）、JASC等短期研修1回（25名）、不確かさエキスパート研修1回（2名）、G34短期研修1回（12名）を実施。技術職員としての全体的レベルアップに貢献した。また東京、大阪で各1回の職員連絡会を開催し、有用な情報伝達及び解釈・レベルの統一を図った。

今後の認定センター国際部門の中心に成り得る30～40歳代の若手職員3名をILAC/APLAC国際会議、海外講師、海外試験所評価等に派遣し、エキスパート化を図っている。海外研修は今年度は予定せず、来年度実施の海外研修について受入先（NATA）と調整した。

(2) 日本認定機関協議会の活動開始について

5月に運営委員会の開催により日本認定機関協議会（JAC）を正式発足させた。

9月初めにJAC公式ホームページを公開し、活動を一般に紹介できるようにするとともに、会員ページにて会員間での情報共有もできるように整備した。

9月に製品認証WGを立ち上げ、1月までに会合を3回開催し、ガイド65に対する共通解釈・解説文書の検討を開始した。

12月に情報委員会を開催し、ホームページ等の拡充、JACパンフレットの作成等の作業・検討開始した。

JACの発足に伴い、試験所認定機関連絡会（JLAC）をJAC傘下の試験所認定WGとして取り込み、従来からの技術情報セミナーを開催した他、情報交換のための会合を4回開催した。

(3) 国際相互承認の維持

海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図るため、以下の業務を行った。

5月のAPLAC理事会、MRA評議会、ILAC/AIC会議、8月のBIPM/ILACWG、9月のAPLAC総会、理事会、技術委員会、11月のILAC総会、ILAC/AIC会議、12月のAPMP総会、2月のILAC/MCC会議、3月のILAC/ARC会議に出席した。APLAC理事、技術委員

長、ILACの2WG議長として、国際文書の定期的見直し・提案、関係する会議・WGへの出席・仕切り、講師等としてそれぞれの職責を果たした。

評価員活用の働きかけを実施し、相互承認評価員として7月に1名、3月に3名を派遣した。これら活動は国際的にも高く評価された。

4/1付でRMP担当者及びRMP認定の相互承認を受ける方針を決定するとともに、4/24日にAPLACにRMP認定の相互承認の申請を行い、平成19年9月の評価に向けてシステム文書を整備する等準備を進めた。

(4) 標準物質情報の提供

標準物質情報データベース(RMinfo)

- ・登録物質数：18年度4,683件
- ・登録機関数：18年度35機関
- ・標準物質情報委員会開催：18年度2回
- ・関係機関への調査、データベースの更新・充実

新規登録機関として11機関に働きかけを実施した(うち年度内に4機関が登録、4機関が次年度登録の了解、2機関が登録を検討中)。

既登録機関31機関すべてにデータベースの更新、修正内容についての照会を郵送、電話、FAX、メール等で実施した。

標準物質品質情報の改良を行い、登録機関すべてに変更内容等を通知し協力と周知を図った。コンテンツの更新を190ページ実施し、内容の刷新と充実を図った。

国際標準物質データベース(COMAR)

標準物質情報委員会の了承を得た認証標準物質82件をCOMARデータベースに登録した。5月にチェコにて行われたCOMAR会議に参加。日本代表としてCOMARの運営について意見し、また日本の更新状況について説明した。

2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

(1) 法令に基づく認定業務

法令に基づく認定業務について、次のとおり実施した。

イ JNLA

- ・申請受付け：18年度46件(うち、既認定事業者の登録申請12件、新規事業者23件、区分追加11件)
- ・評定委員会開催：18年度8回
- ・登録件数：18年度78件(うち18年度申請分28件、17年度申請分50件)
- ・登録申請から通知までの期間
18年度に処理した案件には、標準処理期間(150日)を超えたものはない。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものもない。
- ・変更届出書の処理
登録試験事業者からの変更届出書204件について、迅速に内容確認を実施した。

- ・不確かさガイダンス文書等

事業者の申請を一層容易にするため、繊維引張り試験方法の不確かさ評価のガイド文書の最終案を年度内に作成した。次年度初めに公表予定。

□ J C S S

- ・申請受付：18年度 82件（うち、既認定事業者の登録申請38件、新規事業者26件、追加申請18件）

- ・評定委員会開催：18年度 7回

- ・登録件数：18年度 73件（うち17年度申請分34件、18年度申請分39件）

- ・60日を超える評定委員会での審議待ち件数

18年度 52件中 1件（評定委員会の開催間隔が72日開いたことによる）

- ・登録申請から通知までの期間

18年度に処理した案件には、標準処理期間(150日)を超えたものはなかった。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものは5件あったが、いずれも、是正の遅延、審査中断依頼、事務所移転等、申請事業所の都合によるものである。

- ・技術委員会、技術分科会

遠隔校正をJCSSに盛り込むための技術的課題、横断的な基準文書の改正等にかかる技術的課題を検討するため、技術委員会を2回開催した。

各量において、既存文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、技術委員会各量別分科会を32回開催した。

このほかに、将来的にJCSSで立ち上げる可能性のある先端技術分野の量について、経済産業省、産総研、及び産業界関係者との事前検討会合・打ち合わせに積極的に参加し、迅速な認定の立ち上げが出来るよう支援した。

八 M L A P

- ・申請受付：18年度 15件（うち更新申請12件）

- ・評定委員会開催：18年度 9回

- ・認定件数：18年度 28件（うち更新23件、新規5件、認定拒否0件。外に申請取下げ1件）

- ・処理期間（申請受付から評定結果通知までの期間）

18年度に処理した認定案件は、全て標準処理期間(100日)内に処理している。

- ・変更届出書の処理

認定事業者からの変更届273件について、迅速に内容確認を実施し処理した。

- ・普及・広報活動

イ J N L A制度の普及及び登録試験事業者への広報ツール提供のためクリアフォルダ他を作成し、展示会等で配布してJ N L A制度の普及を図った。また、工業会等から講師派遣の要請を受け講師を3回派遣し、J N L A制度の解説、申請手続き等の説明を行った。J N L Aの広報を中心にした展示会(東京開催2回)に出展を行った。

た。また、今年度初めて建築・建材展に出展し、JNL A登録試験事業者とタイアップし、JNL A二次ユーザーの拡大を目指し広報を実施した。

ロ JCS S及び認定にかかる周辺情報の普及・広報のため、4回の展示会（東京2回、名古屋1回、大阪1回）計測標準フォーラム及び全国数カ所での各種講演会に講師を派遣し、JCS S制度等の紹介を行った。

ハ MLAPにかかる申請者及び認定事業者の利便性の向上と認定処理の効率化として、登録免許税課税に伴う申請手続きの追加に合わせて、MLAP認定申請等の手引きを改訂、公表した。

ア 告示改正作業及び不確かさに関する調査等

・告示改正作業

6月末時点のJIS規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、技術委員会及び技術分科会（会議開催4分野、書面審議9分野回）を開催し、全533件の改正内容を確認した。JNL A登録区分告示の見直しを行い、経済産業省が行う告示改正作業を支援した。

見直し結果は、平成19年3月6日の登録区分改正の告示に反映され、登録区分は509区分から511区分に拡大。同日付けでJNL A試験方法区分一覧を改正し、JNL A制度の利用拡大を図った。

（また、現在12月末のJIS改正情報等に基づく見直し作業を実施し、経済産業省へ報告予定（平成19年5月末目途）。）

・不確かさに関する調査等

JNL A制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るため、第1期から継続して実施している不確かさの要因の調査について、本年度は2分野^注の調査を計画し、公募により専門の外部機関（2機関）に調査委託を実施した。調査結果は次年度早々に公表予定。

注）2分野（給水・燃焼機器分野、パルプ・紙・包装分野）

イ ガイダンス文書

最新の校正技術に対応させるための既存技術的適用指針文書の組織名変更などの形式的な改正を除く18件の必要な改正とともに「真空計」「粘度」及び「石油用流量計」について、技術的適用指針文書を新たに制定・公表し、「粘度計校正用標準液及び粘度校正液」及び「粘度計」について、「不確かさの見積りに関するガイド」文書を新たに制定・公表し、申請者の利便性向上を図った。

ウ 試験方法規格であるJIS、環境省マニュアルの改訂の中で、特に注意を要する2点について、解説文書を作成、公表し、事業者に周知した。また、新試験方法規格に基づいた審査へスムーズに移行するために、新試験方法にあわせてMLAP審査検査チェックリストを改訂、審査員に周知した。さらに、審査員の技術的理解を

深めるためにMLAP講演会を開催した。

立入検査、フォローアップ調査及び満足度調査等について、次のとおり実施した。

イ JNLA

- ・法律に基づく立入検査は、試験手順書の大幅改正等による変更届出書の提出に伴い1件実施した。
- ・審査に対する満足度調査
認定制度の信頼性を更に向上させ、普及、顧客サービス向上を図るため、評定委員会での審議終了後、アンケート調査を実施した。
アンケート回収率は72%（53件中38件）
アンケート結果に基づき、審査員連絡会等において、教育訓練、周知等必要な処置を実施した。

ロ JCSS

- ・立入検査実績 なし
- ・審査に対する満足度調査
認定制度の信頼性を更に向上させ、普及、顧客サービス向上を図るため、評定委員会での審議終了後、アンケート調査を実施した。
アンケート回収率は68%（101件中68件）
アンケート結果に基づき、審査員連絡会等において、教育訓練、周知等必要な処置を実施した。

ハ MLAP

- ・フォローアップ調査件数
認定後の事業者が適切に計量管理を行っているか確認し、その信頼性を確保するためにフォローアップ調査を45件計画。うち1件は調査実施前に事業廃止したため、44件を実施した。
- ・MLAP審査・調査に係る満足度調査
審査・フォローアップ調査を実施した事業者に対して、満足度調査を行った。調査回答を集計、分析し、制度の信頼性及び顧客サービスに資する事項について、審査員及び職員に審査員連絡会等で周知した。
満足度調査数：回答44件 / 送付76件（回答率58%）

(2) 社会ニーズに基づく認定業務

製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）について、次のとおり実施した。

- ・ASNITE校正
18年度に検討が始まったオシロスコープのJCSS認定に先行して、在中国日本企業からオシロスコープ等の申請があり、審査を実施し認定した。
- ・ASNITE標準物質
食品（遺伝子組み換え標準物質）及び岩石標準物質、鉱物標準物質等の標準物質

生産者からの2件の申請を受け付け、食品標準物質を認定した。

- ASNITE-NMI

7件の申請を受け付け、審査を実施した。更に4件の検査を実施した。
また、2回の評定委員会を開催し、5件の認定を行った。

- ASNITE試験

工業標準化法の改正に伴い申請受付を休止していたが、事業者からの認定要請に基づき、ASNITE試験の認定範囲を見直し、迅速に申請区分案を作成し、事業者に提示。事業者の要望を取り入れた区分案を作成した。

- ITセキュリティ評価機関の認定業務（ASNITE試験IT）

18年度までは経済産業省からの委託事業として実施しているが、19年度からは他のASNITEプログラムと同様、手数料収入により実施する。

また、産学官からのニーズに適確に対応し海外の評価機関の申請も受け、暗号モジュール分野の認定と一括して実施するため、認定基準文書及び事業者からの申請を一層容易にするためのガイダンス文書を全面的に改正し、公表した。

4件の申請を受け付け（うち海外1件及び申請取下げ1件）審査を実施し、うち1件の認定を行った。

4 / 1付でRMP担当者及びRMP認定の相互承認を受ける方針を決定するとともに、4 / 24日にAPLACにRMP認定の相互承認の申請を行い、平成19年9月の評価に向けてシステム文書を整備する等準備が進んでいる。（再掲）

我が国政府推奨暗号モジュールの認証制度に適確に対応するため、暗号モジュール試験機関認定プログラムを新規に開発した（18年度中に1機関からの申請を受け、審査し、認定した）。

JCSS、JNLA及びASNITEプログラムで各々制定していたトレーサビリティ方針を統合するため、IAJapanトレーサビリティ方針案を作成し、パブリックコメントを募集した後統合し、効率化を図った（平成19年4月1日より運用）。

また、ASNITEサブプログラムをASNITEプログラムに統合し、各スコープ（校正、試験、標準物質生産者、IT、認証機関）によって認定することとした（平成19年4月1日より運用）。これに伴い、18年度にASNITE-NMI、CAL及びtestの一般要求事項・手引きの統合文書案を作成し、パブリックコメントを募集した後、統合を図った（平成19年4月1日より運用）。

ASNITE校正及び標準物質では認定業務を効率的に実施するため、JCSSと連動した評定委員会を4回開催し、2件の認定と5件の認定継続をした。ASNITE試験ITでは暗号モジュールについて、効率的な運用を図る観点からITセキュリティ評価機関の認定業務と一括して実施するため、認定基準文書及び事業者からの申請を容易にするためのガイダンス文書を統合する等全面的に改正し、公表した（(2)の再掲）。

(3) 定期検査等

定期検査について、次のとおり実施した。

イ JNLA定期検査実績

・申込み受付： 18年度 10件

・継続通知件数： 18年度 7件

ロ JCS S 定期検査実績

申込み受付：18年度38件（既認定事業者の登録審査への移行により、減少）

継続通知件数：18年度42件（うち、18年度実施33件、17年度実施9件）

定期検査における事務処理期間

18年度：最大139日、最小35日、平均99日

ハ ASNITE

・ITセキュリティ評価機関の認定業務（ASNITE試験IT）

ITセキュリティ評価機関の認定については、18年度までは経済産業省からの委託事業として実施しているが、19年度からは他のASNITEプログラムと同様、手数料収入により実施する（(2) 再掲）。

3件の定期検査申込みを受け付け、18年度中に検査を実施した。

認定事業者等の能力を確認するため、技能試験を次のとおり実施した。

ア JNLA

平成21年度までの技能試験4か年計画を作成し、8月に公表するとともに、3分野3プログラム（電気分野、抗菌分野、窯業分野）の技能試験の実施を公表した。参加試験所数が計画（9事業者以上）に満たなかったの技能試験を除く2プログラムを適正に実施中。また、MRA認定に必要な申請事業者1者及びMRA契約申込みの登録試験事業者1者に対して測定監査^注として技能試験を実施した。

外部機関等が実施する技能試験4プログラム（繊維分野3プログラム、土木・建築分野：1プログラム）について承認を行い、活用している。

技能試験： 18年度 技能試験 2分野2プログラム

参加者数 国内 24事業者

海外 なし

注) 測定監査とは、NITEと認定・登録申請事業者とがそれぞれ1対1で行う技能試験をいい、年度計画に基づき実施する技能試験を待っている迅速な認定・登録通知が困難である場合などに計画とは別に実施するものである。コスト面・効率面では不利であるが、JNLA及びJCS Sでは、申請事業者が希望する迅速な認定通知に応えるため、現行人員の範囲内で測定監査を実施する体制を整えている。

認定センターが主体となって実施している技能試験業務の一括外部委託化を推進するため、公募により専門の外部機関（3機関）と技能試験プロバイダー育成業務に係る委託を行い、業務運営の一層の効率化を進めた。

イ JCS S

質量分野（分銅及びはかり）で2件、力区分で1件（一軸試験機）圧力区分（デジタル圧力計）で1件の技能試験を実施し、59事業所が参加した。

温度区分（放射温度計）では17年度から引き続き、技能試験を実施した。

また、技能試験参加実績のない個別のJCSS登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認する技能試験（測定監査）を23件実施した。

電気区分で3件、音響・超音波で1件について、外部機関の技能試験を審査・承認し、その結果を活用した。

ウ M L A P

- ・第2回MLAP技能試験のスキーム及びスケジュールを産総研と調整し、実施手順書を作成した。平成18年12月に全認定事業者に技能試験スケジュールを周知、平成19年2月に試料を配布し、技能試験を開始した。

エ A S N I T E

ASNITE校正では在中国の日本企業から電気の追加申請があったが、仲介器輸送等の安全性・合理性の観点から、今回認定センターとの合同審査を実施した中国の認定機関CNASに測定監査の実施を依頼し、その結果を利用することとした。

3．経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務について、次のとおり実施した。

ア 工業標準化法に基づく経済産業大臣からの認証機関の登録のための調査依頼については、事務所審査16件、工場立会審査14件、試験所立会審査8件を実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

イ 工業標準化法に基づく経済産業大臣からの認証機関の基準への継続した適合性の検査を11件実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務について、次のとおり実施した。

ア 経済産業大臣の指示に従って、製品安全4法に基づく国内登録検査機関の登録等のための調査を17件実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

イ 経済産業大臣からの検査の指示はなく、実績はない。

特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務について、次のとおり実施した。

ア 経済産業大臣からの調査の指示及び申請はなく、実績はない。

イ 経済産業大臣からの検査の指示はなく、実績はない。

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査について、経済産業大臣の指示（5件）に基づいて、立入検査を計画し、実施した。平成18年12月までに全件の検査を終了し、同月、経済産業大臣に結果を報告した。

旧工業標準化法による指定認定機関等への検査を15件実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

(2) 国際提携関係業務

COP 8件、TFI 9件を実施し標準処理期間内に報告した（内COP 1件、TFI 1件は豪州政府との合同監査）

定例会議を開催することを豪州政府と合意。18fy 7月から検査手数料の見直しを実施した。

豪州政府のOJTに2名参加、日本で実施された合同監査には6名が参加。内部で審査員研修を実施、豪州政府には審査員研修プログラムがないため豪州政府との合同審査で活用し研修を実施した。

E. 生活安全分野

1. 製品安全関係業務

(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行った。

事故情報収集状況

| 年度 | 事故受付件数 (注1) | 内 訳 | | | | |
|------|----------------|-------|-------|----------|-----|-------------|
| | | 新聞情報 | 事業者 | 消費生活センター | 消防署 | その他 (注3) |
| 18年度 | 4,084 | 1,819 | 1,234 | 378 | 243 | 410 |
| 17年度 | 2,952 | 1,916 | 575 | 135 | 174 | 152 |

注1：この件数には、受付けた総件数であって、重複案件等も含む。

注2：新聞情報の欄は、web情報を含む。

注3：その他の覧には、経済産業省、警察、病院等（新聞、事業者、消セン、消防署以外の全て）。

事故情報の総受付件数は、4,084件で、対前年同期比138%と大幅に増加した。これらのうち、消防署からの通知は40%の増加、消費生活センターからの通知は2.8倍と極めて大きく増えたが、これは、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等の地域における関係機関等との緊密な協力・連携を更にローラー作戦で376機関（うち、53機関は本部と支所の協力により実施。）に訪問し強化したこと及びモニター研修によるモニターの質の向上を図ったことによるものと思われる。

この結果、現場調査と事故品確認の合計件数が、前年比で79%増の545件と増加し、原因究明の精度向上が図れた。また、収集した事故情報は全て迅速に調査を行うとともに、事業者が講じた再発防止策の評価を行った。

外部有識者、専門技術者等で構成する事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会を年4回開催すること等によって、事故原因及び事業者が講じた再発防止策等について評価を行い、公表する等により事故防止に貢献した。また、特に周知が必要なものについては、記者発表並びに特記ニュースの発行により、国民への周知の徹底を図った。

事故原因究明テストは、「松下電器産業の石油温風暖房機」、「デスクマット」等迅

速に実施した。また、事故原因究明手法開発は「導体の一・二次被熱条件別解析データ蓄積」を行った。

<主な事故調査（テスト）結果と活用事例>

- ・経済産業省が緊急命令を発動した松下電器産業（株）の石油温風暖房機では、昨年度末から今年度当初にかけて原因究明テストを迅速に実施し、特別に動向委等を開催するなど積極的に対応し、5月31日にその結果を経済省に報告し、消費経済審議会（消経審）後公表を行った。調査報告書には事故再発防止を図るための提言を記述し、また、日経ものづくり等雑誌に掲載された。
- ・パロマ工業（株）製瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故では、経済省からの依頼により、迅速な調査・テストを行い、経済産業省の行政措置に貢献した。
- ・業績悪化等により事業者による回収等安全対策ができない案件、水着及びハロゲンヒータ（3件）について、特記ニュース等で消費者に注意喚起し、事故の再発防止に努めた。
- ・事故の絶えないハロゲンヒータについて、回収漏れによる事故を防ぐため、回収の進まない過去の社告機種全てをまとめて、特記ニュースにより消費者に周知し、併せて安全な使用法についても周知した。
- ・皮膚障害案件である「デスクマット」について、原因究明テストによりアレルギー物質を特定し、事業者及び経済省に情報提供した。これを受け、業者は社告（全国紙1紙）により製品回収等を行ったが、回収等の促進のため、後日機構からもプレスリリース及び特記ニュースを発行し、これに併せ事業者も再度社告（全国5紙）を行った。
- ・製品事故調査員制度発足

支所の技術を強化し、消費生活センター、消防署等からの事故情報に基づく調査、事故現場調査、事故品調査等を迅速に実施するため製品事故調査員制度を構築し、製品事故調査員を委嘱することとした。

製品事故調査員は3月末現在で15名（1名については手続き中）

市場モニタリングテスト

18年度は、次のとおり13件について実施した。

- ・取引試買テスト 8件
- ・製品安全テスト 2件
- ・消費生活センターテスト支援 3件

取引試買8件のうちの2件（いずれもエアゾール製品）、製品安全テスト2件（電子レンジ加熱式湯たんぽ、乗車用ヘルメット）は経済省からの緊急依頼であり、迅速に対応した。電子レンジ加熱式湯たんぽについては、経済省と合同で事業者説明会を実施するとともに、記者発表（経済省と同時）及び特記ニュースを発行した結果、テレビ放映等され消費者への周知が進んだ。

既実施の製品安全テスト（リモコン付き電気ストーブ）では、テスト結果を受け、経済省が行政措置（業界指導と基準改正予定）を行い、機構はプレスリリース（経済省と同時）及び特記ニュースを発行し、事故の未然防止（被害が起こる前の予防措置）を図った。これを受け、テレビ放映等され消費者への周知も進み、また、社

告回収した事業者も出た。

また、電気用品関係の市場モニタリングテストを事業者への絶縁耐力試験装置の無償貸し出しにより実施した。(のべ218中古事業者。19,117件。)

(2) 国内外の関係機関との連携

<<国内>>

- ・経済産業局及び全国都道府県担当者によるブロック会議(6地区で開催)、国民生活センター(2回開催)、製品安全協会(2回開催)、消費生活センター(105回開催)等との連絡会議の開催により、有用な情報の収集・分析を行った。また、地域消防機関、地方公設試験所、大学及び地域工業会の苦情相談窓口担当(CR(Consumer Relation)会)等との情報交換により、有用な情報収集を行い、昨今の事故情報に係る分析等を行った。

<<海外>>

- ・アメリカ(Consumer Product Safety Commission: CPSC), METI, NITEとのガイドライン締結に向けて昨年度からMETI製品安全課と協力して準備を進め、6月に調整を完了した。
- ・11月29日にベルギーブラッセルでCPSC委員長代行NITE理事長が調印式を行った。これにより、情報交流、トレーニングプログラムの共同開発、人材交流が可能となった。
- ・海外機関との連携強化に向けて海外情報調査及び情報交換のため、アメリカ、カナダ(5月)、オーストラリア(9月)各国を訪問し、事故情報の収集体制、活用等について成果を得た。
- ・ICPHSO年次総会(5月)に出席し、11月にはICPSC会合及びICPHSO第3回欧州トレーニングシンポジウムに出席し、各国の製品安全業務に携わっている人と連携を強化した。

(3) 事故の未然・再発防止のための情報提供

18年度第3四半期分までの個別の事故情報(698件)を集約し、17年度報告書及び18年度第1~3四半期報としてインターネットにより公表するとともに、冊子として消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等関係機関に配布した。

また、特に情報提供が必要な案件について、別途まとめ(特記ニュース)、消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等関係機関に、10回情報提供した。

<<シンポジウムの開催>>

- ・17年度は誤使用事故防止のため事業者向けハンドブック、消費者向けハンドブックを発行した。啓発活動を積極的に実施し、好評を得、その集大成として誤使用事故防止シンポジウムを開催した。

参加者は300名を超え、講演、パネルディスカッションもあり、盛況であった。

<<成果発表会>>

製品安全に係る業務成果を関係機関・企業等に直接情報提供することにより、当機構をアピールするとともに、意見交換や情報交換の場として各機関等との更なる連携を深めることを目的に東京及び大阪の2会場で開催した。

参加者は合計で367名であった。

<<年度・四半期報告書>>

(ホームページ公表)

- ・平成18年度第1, 2, 3四半期報告書発行(~3/30)
- ・平成17年度報告書(11/21)
- ・平成17年度4四半期報告書発行(6/15)
- ・事故情報データベースへのアクセスページ数は以下のとおり
 - 18年度 212万ページ
 - 17年度 122万ページ
 - 16年度 80万ページ
 - 15年度 73万ページ
 - 14年度 67万ページ
- ・公開データベースについては、「特記ニュース」、「社告・リコール情報」がトップページのアイコンから直接アクセスできるよう、利用者の利便性の向上を図った。
(刊行物)
- ・四半期報(4回) 合計26,400部 (17年度 合計6,400部)
- ・年度報(17年度版) 2,100部予定(16年度 2,100部)
- ・年度報告書は製造事業者等からの要望を受け、平成19年2月から全国の書店において販売。
- ・社告・リコールアクセスページ数が31,000ページであった。

<<特記ニュース>>

- ・特記ニュースは消費者に危険情報を周知させるため10回発行した。
- ・HPに公開している特記ニュースは、アクセスページ数が150,000ページであった。

【例】

- 「紙用シュレッダーによる幼児の指切断事故の再発防止について」
- 「リモコン付き電気ストーブの誤作動について」
- 「デスクマットによる皮膚障害事故について」等

<<電子メールマガジン>>

- ・17年7月から配信している電子メールマガジンは、通常号を総計26号、特別号として特記ニュース、製品安全トピックスを総計15号配信した。読者は昨年度末の1,936名から引き続き増加し、3月末には3,182名(64%増)と大幅に増加した。

【例】

- 「誤使用事故防止シンポジウム」
- 「松下電器産業株式会社製FF式石油温風暖房機事故の原因究明について」
- 「米国消費者製品安全委員会(CPSC)との新たな協力関係の構築について」

<<英語版電子メールマガジン>>

- ・英語版電子メールマガジンを12月下旬に海外の製品安全業務に携わっている関係者に向けて配信した。

<<広報誌の創刊>>

- ・製品安全業務に携わっている人を対象に製品安全に関する広報誌を4月に創刊し、HPからダウンロードできるようにした。

広報誌を創刊するにあたって、学識経験者、消費者代表、マスコミ関係者等から構成される編集委員会を開催し、掲載内容について検討した。

創刊号：5,000部

第2号：2,500部

第3号：4,000部

HPのPDF版の総アクセス数が71,000件以上となり、広報誌が活用されていると考えられる。

<<英訳版の刊行物>>

- ・誤使用事故防止ハンドブック（5月）
- ・製品安全パンフレット（2月）

<<教育機関向け広報>>

- ・子供の事故を防ぐためには、教育関係機関等に啓発することが重要であると思われることから、少年写真新聞社からの執筆依頼に協力した。「暖房器具の誤った使い方できている事故」（12月8日号）

また「知らぬ間におきる低温火傷」のポスター写真の指導者として掲載された。（1回）

2月にはポスター写真「使い捨てカイロによる低温火傷」の防止について発行した。

<<マスコミ対応>>

- ・7月にはパロマ製ガス湯沸器による一酸化炭素中毒事故が、また、シュレッダーによる子供の指の切断事故が報道機関に大きく取り上げられ、事故内容、検索方法、事故同等品等について、生・福センターはテレビ局、新聞社等からの取材活動に積極的に対応した。（テレビ局：8局21件、新聞社：15社27件）

<<経済産業省に協力>>

- ・パロマ、シュレッダー事故を受け開催された「産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会」の審議会資料用として海外の規制調査、事故情報のデータ提供等に対応した。
- ・消費生活用製品安全法改正の国会審議にあたっては、国会議員からの質問に関する回答（案）の作成、国会議員の質問に関するデータ検索、事故情報の整理・提供など積極的に対応した。
- ・製品安全総点検への共催

経済産業省と11月20日から共催した製品安全総点検週間の実施においてパンフレット作成、製品安全総点検セミナーの開催及び講演講師を行った。

<<その他>>

17年度実施した取引試買テスト、センターテスト支援のテスト結果をHPで公開した。

(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

- ・消費者が利用する製品の安全性をより高いものにするため、国内外の製品安全の関連制度に関する勉強会を11回開催した。
- ・海外の規制について緊急調査を実施し、経済産業省に情報提供をした。
- ・有識者等で構成する研究会を設置し、海外の制度、技術基準について規制・基準体系の構築等に向けた検討を行った。

2. 標準化関係業務

(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行った。

福祉用具標準化体系案及びアクションプラン

経済産業省、試験機関、工業会を含めた連絡会での意見を参考に、民間機関が標準化を行うためのアクションプラン〔福祉用具個別製品規格（標準化対象範囲）NITEがこれまで実施してきた標準化のためのプロセスフロー（作成手順）工業会、試験機関における実施手順を勘案した方策等〕を作成した。また、NITEの指導の元、このアクションプランに基づき、民間機関において標準化実施の調査が開始された。（内閣府平成18年度高齢社会白書にも盛り込まれた。）

高齢者・障害者配慮部会（NITE内委員会）の了承の下、福祉用具標準化体系案策定WGを新たに設置し、福祉用具標準化体系案を作成するとともに、これを踏まえ、複数の製品分野に共通して用いられる試験・評価方法の標準化のうち民間では実施できない部分の規格開発（2.(1)参照）のために、機構が果たす役割について、同部会及び標準化業務推進委員会に提案・報告した。また、福祉用具標準化体系案報告書については3月にスウェーデンで開催されたISO/TC173総会で発表を行った。

-1 関係機関への技術面からの連携・協力

年代別聴覚閾値分布の標準化（18年度～19年度）

10歳代～70歳代の聴覚閾値（聞こえる最小の音量）についてデータを取得するために、実験方法の確立、マニュアル化、被験者実験を実施した。また、地域性の確認のために被験者実験を九州大学に委託し、福岡地区の被験者データを取得した。被験者数は278名（高校生52名、一般公募及び派遣会社151名、九州大学75名）を達成した。各年代20名のデータ取得ができた。

本事業についてはISO/TC43/WG1に提案して、ISO7029の改定案として審議を求めた。また、結果を活用していくため、ISO/TC159/SC5/WG5に担当者がエキスパートとして参加した。

立ち上がり補助いすの工学的安全性評価方法のJIS原案作成

17年度に開発した評価手法を日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）の補助いすJIS原案作成委員会に提案し、JIS化の審議に参画した。12月に審議が終了し、19年春JISが発行される予定である。

段差解消スロープの工学的安全性評価

JASPAに設置された段差解消スロープ分科会及びJIS原案作成委員会に参画し、評価方法について技術的な説明を行う等JIS原案作成に協力した。11月に審議を終え、平成19年度にJIS化の予定である。

体圧分散マットレスの工学的安全性評価

JASPAに設置された体圧分散マットレス標準化分科会及びJIS原案作成委員会に参画し、評価方法について技術的な説明を行い、JIS原案作成に協力した。また、JIS原案に採用されているNITEが開発した体圧分散性能評価方法について、その実証試験をJASPAとの共同研究として行った。JIS原案作成委員会での審議は平成19年6月に終え、平成19年度にJIS化の予定である。

-2 第一期から継続となっているテーマ

生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメントの開発(14年度～18年度)
生体親和性インプラント材料の臨床応用を加速し、短時間で寿命等の性能を評価できるテクノロジーアセスメント技術を開発し、寿命等の性能評価に関する標準化を推進するために、委託業務の担当者(独立行政法人産業技術総合研究所、京都大学再生医科学研究所他4社)との打合せを平成18年6月2日に第1回目を開催し、その後、各プロジェクトでの進捗状況を把握しながら、第1回技術開発委員会を平成18年9月26日に、第2回目を平成19年2月8日に開催した。

- ・NITEにおいては、髄内釘及び ネイルについて、荷重試験及び耐久性評価試験の試験条件を検討し試験を実施した他、インプラント材料の溶出物の分析については、報告されたデータをもとに評価方法の検討を行った。
- ・当該事業は今年度が最終年度で、プロジェクト全体で標準化に資するためのTRの素案を8件(NITE担当部分は2件、生体インプラントの髄内釘と ーネイル)作成した。

金属系生体材料の切り欠き感受性評価方法の標準化(16年度～18年度)

骨プレートや人工関節等の金属製インプラントは、きずによる破壊が問題になっており、きずによる破壊の原因となる切り欠き感受性に係る評価方法を標準化することが求められている。18年度は、17年度に検討したインプラント材料の試験片形状及び試験周波数、データ取得方法及び解析条件等の検討を行い、試験方法の妥当性を検証した。

視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化(16年度～20年度)

弱視者の視覚特性(色、輝度コントラスト感度等)計測を行い、視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化が強く求められている。18年度は、盲人団体、国立身体障害者リハビリテーションセンター及び筑波技術大学等の協力を得て約200名の弱視者の輝度コントラスト感度に関する計測を実施した。また、点字ブロック標準化の審議が行われているISO/TC173/WG7の第4回国際会議にて輝度コントラスト感度計測結果の中間発表を行い、視認性について日本から新規業務項目(以下、「NWI」という。)を出すことが了承された。

高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報の標準化(16年度～18年度)

ISO/TC159/WG2の国際委員会及び国内委員会に参加して、作成予定のISO/TR に

身体特性分野及びアレルギー分野の記述をする事です承された。記述内容については国際委員会及び国内委員会で説明を行い、委員からの疑問点・質問事項に対して回答して、N I T Eの主張した事項について、ほぼ記載されることとなった。また、ISO/TRについての各国からのコメントに対しても、適切に回答を行った。

ISO/TRについて、一般向けにいくつかの例示をした冊子の修正を行った。
チャンバー法による電子機器からのV O C等放散測定方法の標準化（16年度～18年度）

室内で使用される電子機器から放散される揮発性有機化合物（V O C）等を測定する方法を標準化するために、18年度は、J I S原案作成委員会を設置して、16年度及び17年度の調査結果を踏まえて作成した測定方法の素案審議に加え、技術調査としてチャンバー性能確認方法及びコンディショニング条件の調査を実施し、この結果をJ I S素案に反映するため審議を行い、年度末にはJ I S原案を作成した。

手すりの工学的安全性評価方法の開発（17年度～18年度）

手すりの転倒防止に係る強度、安定性、耐久正当の工学的安全性の評価方法開発を目指して、手すりの日使用における問題点を検討するため、被験者実験、強度、耐久性等の機械試験を実施し、これら実験等のデータを基に手すりに最適な安全性評価方法を作成した。

浴槽内いす・すのこ（入浴補助用具）の工学的安全性評価（17年度～18年度）

運動機能の衰えた高齢者の入浴を補助する浴槽内いす・浴槽内すのこの工学的安全性評価を開発した。18年度は、17年度の国内外の関係規格整備実態等の調査結果を踏まえ、安定性、強度、滑り抵抗特性など工学的評価項目のテストを実施し、試験方法のJ I S素案として取りまとめ、J A S P Aへ提出した。

体位変換器の工学的安全性評価（17年度～18年度）

体位変換器の工学的安全性評価方法の開発に当たっては、既存規格の活用等によって効率化を図りながら評価方法の開発を進めた。3月のJ A S P Aの分科会（J I S素案の作成）で評価項目及び評価方法の概要説明並びに意見交換を行い、評価方法を試験方法のJ I S素案としてとりまとめJ A S P Aへ提供した。

- 3 J I S原案等の作成

音響性能の基本測定法のJ I S原案作成

産総研との共同事業で作成したTR C 0028を踏まえ、IEC61601-1「オーディオ・ビジュアル機器 - デジタル・オーディオ部 - 音響性能の基本測定法 - 第1部：一般事項」及び「オーディオ・ビジュアル機器 - デジタル・オーディオ部 - 音響性能の基本測定法 - 第2部：一般消費者用」、IEC 61601-4「オーディオ・ビジュアル機器 - デジタル・オーディオ部 - 音響性能の基本測定法 - 第4部：パーソナルコンピュータ」の3件について、18年度にJIS原案を作成した。

報知光の視認性評価方法TR提案

15年度調査研究後に旧J I Sフォーマットで作成していたTR素案を大幅に加筆、修正し、新J I Sフォーマットに対応するTR案を作成した。

-1 ISO / TC61（プラスチック）/ SC2（機械的性質）

9月に横浜で開催されたTC61総会でWG2(硬度及び表面特性)のプロジェクトリーダー(以下、PLという。)としてDIS19252「耐傷性評価方法」投票を実施。

また、WG7(破壊じん性試験)ではコンビーナ及びPLとして、CD18874「薄肉材料の破壊じん性試験方法」投票を予定するとともに、コンビーナとして他の5プロジェクト案件の審議を行った。

更に、WG7コンビーナとしてISO/TC61/SC2における活動を円滑に進めるため、欧州を中心としてプラスチックの破壊力学分野の専門家が一堂に会するESIS(欧州構造物健全性協会)/TC4(Polymers and Composites)に参加し、ISOにおける動向を伝えて理解を求めるとともに、欧州における動向についての最新情報を把握する活動を行った。

-2 ISO/TC159(人間工学)

SC3(人体計測と生体力学)の国際幹事(以下、「セクレタリー」という。)としてSC3を積極的に運営し、2規格(ISO15535「人体測定D/B作成のための一般的条件」、ISO11226「人間工学 - 静的作業姿勢の評価」)の国際標準化及び3規格(15536-2「人間工学 - コンピュータマネキンとボディーテンプレート - コンピュータマネキンの機能の検定と寸法の実証」、11228-2「人間工学 - 手作業 - 押し引き作業」、11228-3「人間工学 - 手作業 - 軽負担繰り返し作業」)のFDIS投票を実施した。また、10月にサンフランシスコでSC3総会を開催し、SC3/CAG(議長アドバイザリーグループ)を設立すると共に、SC3セクレタリーとして参画し、SC3活性化に係る提言書の採択と不活動なWG(WG2及びWG5)を廃止することを決定した。

TC159/WG2(特別な配慮を必要とする人々のための人間工学)では、エキスパートとして参加し、NITEの調査研究データ(NITE人間特性データベース及びアレルギー)をテクニカルレポート(22411「Ergonomic data and ergonomic guidelines for the application of ISO/IEC Guide 71 in standards related to products and services to address the needs of older persons and persons with disabilities」として提案した。NITE人間特性データベースの引用は、当該データベースの有効性を広く国内外に知らしめることになる。

-3 ISO/TC173(障害のある人のための支援製品)

「歩行補助具用先ゴムの耐久性試験方法及び要求事項」

歩行を模したメトロノーム型耐久性試験装置及び相対的に路面が揺動する床面揺動式耐久性試験装置の2種類の試験器を開発し、国際医療福祉大学との共同研究により実施した被験者計測データを元に、新規業務項目(NWI)としてPLを含めて提案した。

TC173/WG1(歩行補助具)

国内事務局として、4件のプロジェクトを推進すると共に、エキスパートとして、「歩行補助具用先ゴムの摩擦試験方法及び要求事項」の委員会原案(CD)コメントへの対応のため、低温摩擦試験を実施し、試験温度条件の了承を得るとともに、修正・追加提案をする等、DIS投票の実施に向けて貢献した。

TC173/WG7(歩行者領域における視覚障害者誘導のための設備と方法)

国際事務局として、2件のプロジェクトを推進すると共に、10月にフランスの

協力を得てリヨンにおいて国際会議を開催し、「視覚障害者誘導ブロック」を国際規格案(DIS)として登録準備をするなど、積極的にコンビーナの支援を実施した。

-4 IEC/TC89 (耐火性試験)

WG12(耐火耐熱試験)エキスパートとして、日本提案のIEC60695-11-11「プラスチックの着火性測定方法」(TS/CD3段階)ほか20プロジェクト案件の審議に積極的に参画した。

-5 ISO/IEC/JTC1 (情報技術)

SC28 (事務機器) にファーストトラック (迅速法) で提案されたDIS28360(Information technology-Office equipment-Determination of Chemical Emission Rates from Electronic Equipment)に対し、BRM (投票結果会議) に参加し技術的側面からの提案を行い国内事務局を支援した。

-6 COPOLCO (Committee on consumer policy)

COPOLCO総会に出席すると共に、2月に開催されたANCO(Asian Network on Consumers' Participation in Standardization)に日本代表として1名が参加すると共に一名を講師として派遣した。

見直し期限の近づいたTR (標準報告書)

TR S 0001-2002 「消費生活製品の報知音等の設計指針 - 生活環境音データベース」については、JIS S 0014 「高齢者・障害者配慮設計指針 - 消費生活製品の報知音 - 妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル」としてJIS化されたことから、廃止を提案した。

TR Z 0024-2002 「きゅう(嗅)覚によるにおいの同定能力測定方法」については、産業技術総合研究所を中心にTS (標準仕様書) とすることとした。

(2) 製品の安全確保のための標準化

上記1.の業務を通じて得られる知見等を活用し、以下の業務を行った。

経済産業省の意見を踏まえ、事故情報の収集、分析、事故原因の究明、再発防止措置の評価、事故動向の分析等の業務を通じて得られる知見等を活用し、製品安全4法の技術基準や関連する任意規格のあり方について、検討を行い、報告書を作成した。(平成18年度経済産業省委託事業「製品安全基準の整備(安全規格体系の調査)」)。(再掲:1.参照)

経済産業省の意見を踏まえ、消費者が利用する製品について、複数の製品分野に共通して用いられる規格原案の検討を開始するとともに、これに関連する業界の自主基準作成等の取組に対して、適切なアドバイスを行った。(再掲:2.(1)参照)

(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

製品の安全で使いやすい設計に資するため、以下の業務を行った。

基本人間特性に関わるデータの充実

人間特性計測業務検討委員会を再編し、第1回委員会を10月5日、第2回を1月29日に開催し、取得すべきデータ項目を、優先度などを考慮して次のとおり確定した。

- ・関節特性（関節発揮トルク、関節可動域等）
 - ・運動属性（筋力、柔軟性、平衡機能、反射等）
 - ・生活におけるパフォーマンス指標（歩行など具体的な日常生活動作を想定した特性）
- 人間特性データベースのネットワーク化の最初のステップとして、厚生労働省、文部科学省及び防衛庁の人間DB関係部署を訪問し、ネットワーク化に向けた協力について意見交換を行った。その結果、今年度は、NITEの人間特性DBから厚生労働省の「国民健康・栄養調査」データ及び文部科学省の「体力運動能力調査」データへのリンクを張った。

更に、九大 - NITE連携協力協定を締結し、人間特性データベースのネットワーク化の基盤を強固な位置づけとした（平成19年1月9日日刊工業新聞一面トップ記事で「人間特性に関する九大 - NITE連携協力協定」が紹介）。

また、感覚特性（聴覚、視覚など）に係るデータで社会的なニーズの多いものについては、基本人間特性に係わるデータベースへ追加をする方向で、別途、19年度から人間感覚データベースの構築を行うこととした。

キッズデザイン協議会子ども身体特性計測研究会へ加入し子ども身体特性計測の動向等の情報収集、NITE人間DBの広報を行った。

第1期DBデータを基に人間動態特性DB冊子（配布版）を作成した。

基本人間動態特性計測手法の標準化

基本動作における動態特性の推定ツールとして、関節発揮トルク特性の取得方法の精査を行った後、肩・肘関節発揮トルク特性を2リンク機構モデルにあてはめ、操作力楕円理論及びヒトの筋特性（2関節筋特性）を考慮したモデル式による発揮力推定（計測）手法を確立した。また、確立した手法による推定値と実際に発揮できる持ち上げ力との比較を行い、モデルの妥当性検証を行った。

モデル式及び検証データをホームページで公開した。

3. 講習関係業務

電気・ガス消費機器設置工事の欠陥による災害の発生を防止して国民に危害が及ばないようにするため、工事に従事する資格者に対して新技術、事故事例等の知識を習得させるための定期的な講習の受講義務がそれぞれの法令で定められている。

同法の目的達成のためには、講習実施機関として独立行政法人が行うべきとの考え方の下、NITEが指定され、平成14年度から法定講習を実施している。

講習業務関係の今年度の成果としては、

第一期からの懸案であった第1種電気工事士及びガス消費機器設置監督者の受講情報等を一元管理する自前DBの開発を1月に完了し、試験運用を開始したこと、が挙げられるほか、各講習業務の実績は次のとおりであった。

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

今年度は、5年で一巡する定期講習の中で、受講対象者数が最も少ない年度（平成19年度もほぼ同規模）であった。約2.7万人の対象者に対し、全国で229回の講習を開催し、合計24,871人が受講した（受講率は、過去最高の90%を

記録)

平成19年度には会場設定ができないが第4 / 四半期に講習がある地区については、その地区の平成19年度対象者にとっては受講期限月よりも最大で9ヶ月程度前倒しとなるが、地元での受講機会を選択できるよう追加受講案内を行った。その結果、平成18年度の全受講者数の2.6%に相当する人数が受講した。その他、主な取り組みは以下のとおり。

- ・法定期限内に受講できるよう、ダイレクトメールにより講習案内を送付、案内書の内容を見直して改善し、受講申込者数が増大するよう配慮した。
- ・NITEのHPに講習開催案内を掲載し3月末までに19回更新、また、業界新聞(1社)でも定期講習の広告掲載し、受講促進のための広報を行った。
なお、平成17年度に関係団体等に配付したポスター及びリーフレットについては、追加配付依頼にも迅速に対応した。
- ・行政サービス向上を踏まえ、より受講しやすい環境を提供するため、昨年度に引き続き、土・日曜日の講習を開催した。全開催回数に占める土日開催回数の比率は前年度を上回る19.7%(平成17年度は、12.3%)となった。
- ・受講案内したにもかかわらず未申込であった者には、従来の要請文の内容の改善を行った上で計3回の受講要請を行い、受講申込の誘導をした。また、一部の県(静岡県、広島県)については、今年度新たな取り組みとしてNITEとの連名による受講要請を実施した。
- ・NITEからの3回の要請にもかかわらず受講申込をしない者に対しては、毎年、免状を交付した都道府県に当該者情報を提供し、受講指導するように依頼してきたが、これまでのNITEの対応や姿勢が都道府県にも十分理解され、連携や信頼関係が強化された結果、ほとんどの県が依頼に対して迅速に対応している旨の報告を受けた。
- ・更に、これら受講申込者と手数料入金との照合作業を電子処理により確実に実施した。講習業務の円滑な運営、関係者と協力強化を目的として、
- ・全国9地区で電気工事士法に係る行政担当者、電気工事関係団体の代表で構成する定期講習運営連絡調整会議を計画どおり開催した。
- ・47都道府県の担当者等を集めた定期講習関係都道府県担当者会議を3月に開催し、NITEの取り組みや考え方を提示し、理解を求めるなど、問題意識の共有や協力関係の強化を図った。

現著作権者の講習センターが新規に作成中であったテキスト原案を、テキスト審議委員会での審議を経て修正させ、平成19年度からの定期講習に用いるテキストとして採用した。

1冊当たりの使用許諾料は、全面改訂の新規テキストであるにもかかわらず、交渉をし、経費節減に寄与した。

その他、事業の安定化・効率化の観点から、次年度以降の定期講習の一部請負付託業務を第2期末までとして、複数年契約を締結した。

定期講習実績

| | 受講者数 | 開催数 |
|------|----------|--------|
| 18年度 | 24,871人 | 229回 |
| 17年度 | 85,279人 | 649回 |
| 16年度 | 170,435人 | 1,359回 |
| 15年度 | 120,786人 | 970回 |
| 14年度 | 20,137人 | 179回 |

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

資格講習、認定講習及び再講習のすべてが、年度当初の見込みを上回る受講者数となった。そのうち再講習については、全国で133回の講習実施計画を立て実施したが、東京地区で、3月の再講習受講申込者数が定員を上回り、資格を失効させないため、1会場追加して講習を開催し、合計134会場で10,936人が受講した。主な取り組みは以下のとおり。

- ・監督者の資格を有している者に対しては、資格が失効しないよう、ダイレクトメールにより再講習案内書を送付し、9月及び1月に未申込者に受講要請を行ったことに加え、資格講習、認定講習及び再講習の講習案内をNITEのHPに掲載し、3月末までに13回更新を行い逐次開催情報を提供した。
- ・ガス消費機器設置工事監督者の法的資格制度（資格講習）に関し、特定ガス消費機器の設置工事における資格の必要性を啓発するパンフレットを工事会社等に配付した。
- ・業界新聞2社に資格・認定講習や再講習の案内記事を延べ3回掲載し、受講促進のための広報を行った。

次年度用のテキストのため、計3回のテキスト審議委員会を開催し見直しを行ったほか、資格講習における修了試験問題に関しても、計4回の作成委員会を経て4通りの試験問題を作成、試験の実施、合格者への資格証の交付を問題なく確実に実施した。

その他、パロマ製ガス湯沸器による一酸化炭素中毒事故を踏まえた法令改正があり、経済産業省では3月に資格者に対してダイレクトメールによる法令改正の周知を行った。

これに関連しNITEでは、経済産業省に情報の提供を行ったほか、新規資格取得者には、NITEから直接周知のためのダイレクトメールを発送するなどの連携・協力を行った。

講習実績

| | 資格講習 | 認定講習 | 再講習 |
|------|------------|----------|--------------|
| 18年度 | 1,027人 28回 | 288人 6回 | 9,621人 100回 |
| 17年度 | 901人 28回 | 288人 8回 | 11,286人 107回 |
| 16年度 | 1,037人 28回 | 309人 8回 | 11,962人 114回 |
| 15年度 | 1,215人 28回 | 545人 8回 | 10,221人 107回 |
| 14年度 | 1,317人 28回 | 239人 10回 | 13,270人 126回 |

4．経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

増大する各法令の立入検査等を効果的に執行するため窓口を一本化して、公正・中立性や守秘義務に加え、技術的専門性と法規制に係る行政的手法をもって運用している。

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣から立入検査の指示はなく実施していない。

なお、大臣からが指示があった場合、いつでも立入検査員証を発行し検査を実施する体制を維持した。

また、計画どおり、試買検査を行い、その結果をMETIに報告した。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査は、経済産業大臣から指示のあった125工場のうち、認定辞退、不明工場の21工場を除く104工場について立入検査を実施し、その結果を速やかにMETIに報告した。経済産業大臣からの立入検査指示件数は次のとおり。

| | |
|------|------|
| 18年度 | 125件 |
| 17年度 | 100件 |
| 16年度 | 145件 |
| 15年度 | 148件 |
| 14年度 | 163件 |
| 13年度 | 165件 |

製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示のあった300件のついて立入検査を実施し、その結果を速やかにMETIに報告した。経済産業大臣からの立入検査指示件数は次のとおり。

| | |
|------|------|
| 18年度 | 300件 |
| 17年度 | 300件 |
| 16年度 | 251件 |
| 15年度 | 273件 |
| 14年度 | 112件 |
| 13年度 | 48件 |

計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣から立入検査の指示はなく実施していない。

なお、大臣から指示があった場合、いつでも立入検査員証を発行し検査を実施する体制を維持した。

家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣から立入検査の指示はなく実施していない。

なお、大臣からが指示あった場合、いつでも立入検査員証を発行し検査を実施する体制を維持した。

製品安全４法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務は、経済産業大臣からの適合性検査の指示はなく実施していない。

なお、大臣から指示があった場合、当該検査を的確に実施できるよう製品安全４法等の業務を通じ既存技術の維持を図った。

F．その他業務

1．登山用ロープ

10事業者から依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を28件65本実施した。

検査依頼書受付件数：28件（17年度実績 20件）

ロープ試験実施本数：65本（17年度実績 62本）

検査証明書発行枚数：36通（17年度実績 31通）

2．容量分析用標準物質の依頼検査

6事業者から亜鉛、ふっ化ナトリウム、しゅう酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、アミド硫酸の依頼があり、外観検査を7件（不合格0件）品質検査を8件（不合格0件）計画的に実施した。認証書の発行は、25件（6,195枚）であった。昨年度に比べて検査件数が約半分となっているが、これは検査方法に係る規程の改正を行い、検査単位の変更、認証書発行の変更、封かんの廃止等の合理化を行ったため、依頼件数が減少したものである。

検査の信頼性の確保のための基準物質の開発を継続して行ったが、更に、（独）産業技術総合研究所と共同研究契約を結び、一層の信頼性確保と今後の供給体制の変更に向けて準備を行うこととした。

基準物質設定に係る検討試験を実施し、その成果を日本化学会年会にて発表したほか、学会誌3誌に論文投稿し、1誌に掲載され2誌は掲載を約束されている。

外観検査：7件（17年度 16件）

品質検査：8件（同 14件）

認証書発行：6,195枚（同 10,500枚）

3．電気用品安全法に基づく絶縁耐力試験

依頼に応じて試験を実施できるよう、体制を整備した。

4．中国向け輸出化粧品原料等品質証明確認業務

経済産業省の定めた品質証明確認基準に基づく審査を行い、3月末までに132件の品質証明確認書を交付した。

前年度に比し申請原料数が増加する中、前年度同様の業務実施体制で効率化を図り、18年度も単年度ベースで黒字となった。

品質証明確認申請：129件（17年度 127件）

確認申請原料数（延べ数）

| | | |
|---------|------------|---------------|
| ・化粧品原料 | ： 2 2 2 原料 | （ 同 1 1 1 原料） |
| ・化粧品完成品 | ： 3 2 原料 | （ 同 3 3 原料） |
| 合計 | 2 5 4 原料 | （ 同 1 4 4 原料） |

品質証明確認書交付： 1 3 2 件(注)（ 同 1 2 2 件）

(注)確認書交付 1 3 2 件の内訳

1 7 年度に申請受理し、1 8 年度に交付したもの 6 件と 1 8 年度に申請受理した 1 2 9 件のうち、1 9 年 3 月末までに交付した 1 2 6 件の合計数。

G . その他業務運営に関する計画

1 . 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

中期目標に従い、独立行政法人産業総合技術研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所との共同利用施設である「くらしと」I S センター」において、標準化関係業務を実施した。

1 8 年度の共同研究の実績は下記のとおりである。

生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発（産総研と共同、京都大学再生医科学研究所、4 企業との協力・連携）

金属系生体材料の切り欠き感受性評価方法の標準化（産総研との共同）

視覚障害者誘導用ブロック等の視認性評価方法の標準化（産総研との共同）

年齢別聴覚閾値分布の標準化（産総研との共同）

高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報の標準化（産総研との共同）

2 . 試験等の評価結果の信頼性確保

生活・福祉技術センター大阪本部、北関東支所、北陸支所、中部支所及び九州支所の人間生活福祉 5 部署は、J I S Q 1 7 0 2 5 に適合したマネジメントシステムの確保・維持のため、P D C A サイクルを内部監査、マネジメント・レビュー等により継続的に運営し、更なる改善のために、マネジメントシステムの維持・管理に努めた。

b) 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

運営費交付金事業において外部機関、外部人材の活用等による効率的な業務運営を行ったこと、また、一般管理費については、人員配置の最適化を進め、1,129 百万円（前年度比 4.1%）となり、中期目標 3% を上回る経費削減を達成した。

(1) 外部機関との協力・連携の推進

A . バイオテクノロジー分野

【共同研究等外部機関との協力・連携の推進】

【生物遺伝資源の収集、保存、提供に関する共同研究等】

以下の事業について共同研究を実施している。

遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト：(財)バイオインダストリー協会(JBA)

ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト：アステラス製薬(株)、味の素(株)、日鉄環境エンジニアリング(株)

NITE保有生物遺伝資源の産業利用の可能性に関する共同事業：大量提供を希望した国内5社+1研究機関

ベトナムにおける生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する共同事業：国内2社
微生物保存法開発(大量ハンドリングに適したL-乾燥法の開発)業務：(株)海洋バイオテクノロジー研究所

「石油関連施設腐食対策の基礎調査」：新日本製鐵(株)

「インドネシアにおける石油の海洋汚染対策」：インドネシア科学研究所(LIPI)
遺伝子パターン化技術を応用した微生物の遺伝子レベルでの品質管理及び安定供給に資する迅速スクリーニング用基盤データベースの作成と基幹検索ソフトウェアの開発研究：ヤマト科学(株)、(株)アドジーン

MOU等に基づくアジア各国との協力関係

- ・インドネシア：インドネシア科学研究所(LIPI)
- ・ミャンマー：パテイン大学(PU)
- ・ベトナム：ベトナム国家大学ハノイ校(VNUH)
- ・モンゴル：モンゴル科学院生物研究所(MAS)
- ・中国：中国科学院微生物研究所(IM-CAS)
- ・タイ：タイ国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンター(BIOTEC)

生物遺伝資源の利活用促進のためのゲノム解析

- ・アナエロリネア属細菌：(独)産業技術総合研究所
- ・アシディフィリウム属細菌：早稲田大学
- ・デフェリバクター属細菌：(独)海洋研究開発機構
- ・ハロアーキュラ属古細菌：近畿大学、東京工業大学、東洋大学、インシリコバイオロジー株式会社
- ・スフィンゴビウム属細菌：東北大学、岡山大学、東京大学、長岡技術科学大学
- ・清酒酵母きょうかい7号株：(独)酒類総合研究所等24機関(1)
- ・アセトバクター属酢酸菌：山口大学
- ・テトラジェノコッカス属乳酸菌：野田産業科学研究所
- ・新規メタン生成古細菌：(独)海洋研究開発機構、長岡技術科学大学
- ・スピルリナ属光合成細菌：埼玉大学、東京大学、昭和女子大学
- ・グルコンアセトバクター属酢酸菌：山口大学
- ・ミクロルナタス属細菌：(独)産業技術総合研究所
- ・アクチノプラネス属放線菌：山梨大学、東京大学、北里大学、国立感染症研究所、長瀬産業株式会社、メルシャン株式会社
- ・キタサトスポラ属放線菌：北里大学、東京大学、山梨大学、大阪大学、国立感染症研究所、長瀬産業株式会社、メルシャン株式会社

共同研究分担；

NITE：全塩基配列の決定等

民間企業等各試験研究機関：遺伝子の機能解析

(1) 次の機関が参画。

- ・企業9社：アサヒビール、大関、菊正宗酒造、キリンビール、月桂冠、サッポロビール、サントリー、日本盛、白鶴酒造、
- ・大学等8学校：大阪大学、九州大学、京都大学、東京工業大学、東京大学、山口大学、東京農業大学、神戸市立工業専門学校、
- ・研究機関等2機関：(独)酒類総合研究所、(財)日本醸造協会
- ・自治体関係5機関：愛知県産業技術研究所、鹿児島県工業技術センター、群馬県立群馬産業技術センター、広島県立食品工業技術センター、福岡県工業技術センター

プロテオーム解析に関する研究等

- ・麹菌のプロテオーム解析において関係企業と共同研究を実施

共同研究分担；

NITE：発現酵素・タンパク質の同定

金沢工業大学：菌体の培養・転写解析

産業技術総合研究所：発現解析・遺伝子情報の高精度化

東京大学：遺伝子情報の高精度化

【その他外部機関との連携等に関する実績】

生物遺伝資源の利用実態にあった提供体制の整備について検討のため、日米のバイオ関連のベンチャー企業や知的財産等の扱いに関してJBAと連携して調査を実施した。

JBAと共催で「動き出す微生物の新産業利用」の講演会を実施。

国内で保有されている生物遺伝資源の有効利用を図るため、日本微生物資源学会内の委員会において、利用者が検索しやすいバーチャル統合カタログを作成し、委員会事務局であるNITEのサーバーより7月からインターネット上で公開した。また、1月には海外版を作成し公開した。

ヒトインフルエンザウイルス分離株の遺伝子解析について、国立感染症研究所と共同事業を実施。

ゲノム解析部門におけるアノテーション実施体制の整備のため、17年6月 - 18年7月にスイスのSWISS PROTへ職員1名を在外研究員として派遣し、技術の習得、情報の交換を行った。

NEDO委託事業（高性能宿主細胞創製技術の開発、微生物反応の多様化・高機能化技術の開発）について、協和発酵との間で連携（菌株提供を受ける）を図った。

【業界からの意見聴取】

JBA（産業界）と協力し、生物遺伝資源の産業利用技術開発勉強会を主要な微生物利用の企業、大学、研究所を取りまとめて立ち上げた（96名登録）。勉強会

では生物遺伝資源プラットフォーム整備、ベンチャー支援、技術開発等の政策提言を作成した。政策提案の内容は、産業界のグリーンバイオフィォラム（バイオ政策提案組織）NEDO（グリーンバイオ戦略）とも摺り合わせた上で、METI生物課へ提案した。

NITE・JBA生物遺伝資源研究会を開催し（3回）、産業界の意見の取り入れと、NITE活動の産業界への浸透を図った。

B．化学物質管理分野

化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発業務においては、独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構と、リスク評価手法の開発、初期リスク評価及び詳細リスク評価を実施しており、三者の連携により円滑に業務を遂行するため共同研究体を構成し、密接な連携により業務の促進と効率化を図った。

既存化学物質安全性点検事業の加速化業務においては、化学物質の加水分解性の予測手法の検討を実施しており、本業務のうち、化学物質の加水分解における反応解析及び加水分解の判定基準の作成等については、従来から分子軌道法による反応解析を行っている国立大学法人山口大学工学部と共同研究研究を行い、両者の十分な連携により業務の促進と効率化を図った。

C．適合性認定分野

- ・ 8月の分析展2006では独立行政法人産業技術総合研究所計量標準総合センター(NMIJ)の出展支援を行い、12月の計測展OSAKA2006では隣接する日本電気計器検定所との壁を無くしたオープンプース出展や(社)日本電気計測機器工業会主催の講演会への講師派遣等を行い、展示会においても関係機関との連携をさらに強化した。
- ・ (財)日本情報処理開発協会 情報マネジメント推進センター(JIPDEC)からの要請を受け、JIPDECのPAC等への正会員加盟の準備支援の一環としてISO/IEC17011に基づく内部監査を、6月に2名で実施した。
- ・ 認定機関協議会を発足させる一方、12月には(独)農林水産消費技術センターへ所長他3名で訪問し、意見交換を行った。
- ・ 技術情報セミナー及び計測標準フォーラム合同講演会の開催を提起し、認定センターが主導して開催した。

D．生活安全分野

- ・ 事故情報収集状況

| 年度 | 事故受付件数 (注1) | 内訳 | | | | |
|------|----------------|-------|-------|----------|-----|-------------|
| | | 新聞情報 | 事業者 | 消費生活センター | 消防署 | その他 (注3) |
| 18年度 | 4,084 | 1,819 | 1,234 | 378 | 243 | 410 |

| | | | | | | |
|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 17年度 | 2,952 | 1,916 | 575 | 135 | 174 | 152 |
|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|

注1：この件数には、受付けた総件数であって、重複案件等も含む。

注2：新聞情報の欄は、web情報を含む。

注3：その他の覧には、経済産業省、警察、病院等（新聞、事業者、消セン、消防署以外の全て）。

事故情報の総受付件数は、4,084件で、対前年同期比138%と大幅に増加した。これらのうち、消防署からの通知は40%の増加、消費生活センターからの通知は2.8倍と極めて大きく増えたが、これは、機構の全国組織を活用しつつ、消費生活センター、消防等の地域における関係機関等との緊密な協力・連携を更にローラー作戦で53機関訪問し強化したこと及びモニター研修によるモニターの質の向上を図ったことによるものと思われる。（再掲）

・標準化関係業務

主務官庁を含めた連絡会を開催し、協力体制のもと、標準化を効率的に促進するための作成手順、方策等を工業会及び試験機関に指示・アドバイスした。（再掲）民間標準化機関との連携強化について、産業界の基準作成支援については、リフト、可搬形スロープ等5件のJIS原案作成委員会に参画した。（再掲）

人材育成については、国際医療福祉大学・大学院で実施した「福祉用具標準化の入門」に3人の講師（本所、大阪）を派遣した。

これまでNITEが実施してきた福祉用具の個別試験方法開発に関しては、主務官庁、工業会（JASPA）と連絡会を実施（4月から毎月実施）し、福祉用具の工学的安全性評価方法の開発を推進する体制を検討した。その結果、今年度から、経済産業省の委託事業として、試験機関（日本文化用品安全試験所（MGS L））が、福祉用具標準化のための試験方法開発業務を開始した。

当開発業務に当たって設置されたMGS L・JASPA主催のJIS試験方法開発調査研究委員会（2回開催）に職員が委員長として参画した。

ISO/TC61関連で山形大学との委託契約を実施した他、人間特性データを活用したモノづくりの実現、より安心・安全な製品の普及に役立てることを目的に、九州大学と人間特性に基づくデータの研究開発や標準化について連携協力協定を締結（2月）した。

ISO/TC173新規国際提案「歩行補助具用先ゴムの耐久性試験方法及び要求事項」業務を効率的に進めるため、今年度新たに国際医療福祉大学との共同研究により歩行補助具使用者を対象に被験者計測を行った。

独立行政法人産業技術研究所とは、産学官連携部門工業標準部と定期会合（18年度は、3回実施）を行い、共同研究施設である「くらしとJISセンター」の研究施設を活用して庁舎維持費の節約を行うなどの業務の効率化を図った。また、視覚障害者誘導用ブロックの視認性に係る標準化など4件の調査研究を実施。

なお、視覚障害者誘導用ブロックの視認性に係る標準化業務については国立大学法人徳島大学と、年齢別聴覚閾値分布の標準化業務については国立大学法人九州大学への委託事業として技術情報の交換を密にするなど、協力・連携を図り効

率的な業務運営を行った。

E. その他

標準物質関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所と、検査の信頼性の一層確保と今後の供給体制の変更にに向けた準備のための手法の確立を実施しており、両者の密接な連携により業務の促進と効率化を図った。

効率化による経費の削減

・ マニュアル化等による迅速・効率化

庶務・厚生業務及び調達・決算業務といった一般管理業務について、マニュアル化を進め、2007年問題対応を含めて人材の流動性を確保しつつ、業務の迅速・効率化等を図った。また、庶務・厚生業務等については、標準処理期間を設定し、より一層の迅速化を推進した。

・ 調達（契約）の透明化・効率化

一般競争入札への移行を推進し、前年度随意契約案件11件を入札に移行するとともに、随意契約案件のHPでの公表等を開始し、透明化を図った。

本部での一括調達を拡大するとともに、調達手続等のマニュアル化を進め効率化を図った。

・ 一般管理業務のアウトソース

一般管理業務のうち、アウトソース可能な業務を洗い出し・分析、順次実行した。

< 社会保険等事務のアウトソース > これまで職員が行ってきた非常勤職員に係る社会保険等の事務について、社会保険労務士と業務委託契約を結びアウトソース化を実施した。

・ 一般管理業務の見直し

本部・支所の一般管理業務の再編を行った。

今後の本部・支所における一般管理業務のあり方を検討した。

一般管理業務実施が困難となっている小規模の支所について、他支所での実施等、業務分担を整理した。

(2) アウトソーシングの推進

機器類の洗浄・滅菌作業について、作業マニュアルを作成し、年度内に外注契約を締結。効率化分（1.5人）は、生物遺伝資源の収集・保存・提供（情報の付加を含む）業務に充当した。

化学物質排出把握管理促進法に基づく定型的な作業について、第1期の試行を踏まえ、書面による届出に係る受付、形式チェック、電子化までの作業を計画どおり一括してアウトソーシングした。

さらに、電子媒体による届出に係る受付、形式チェックについても、一括してアウトソーシングした。それに伴い、常勤職員1.0人、派遣職員2.0人、非常勤職員1.0人を削減し、本年からの新規業務である「化学物質排出把握管理

促進法に関する情報の収集及び解析」に充当した。

JNL Aについては例年に引き続き外部機関等が実施する技能試験4プログラム(繊維分野3プログラム、土木・建築分野:1プログラム)について承認を行い、活用した。また、認定センターが主体となって実施している技能試験業務の一括外部委託化を推進するため、公募により専門の外部機関(3機関)と技能試験プロバイダー育成業務に係る委託を行い、業務運営の一層の効率化を進めている。それに伴い常勤職員0.5人を削減し、JNL A登録件数の増加に係る事務処理作業に充当した。

JCSSについては例年に引き続き電気区分で3件、音響・超音波で1件について、外部機関の技能試験を審査・承認し、その結果を活用した。

MLAPについては、プロバイダー育成の第一段階として、外部機関にMLAP技能試験に適した技能試験用試料の調製を委託した。育成が完了し一括外部委託化が行えれば常勤職員0.3人を削減できる見通しだが、本年度については育成と並行しNITE自身が技能試験を実施している。

講習業務

アウトソーシング推進の一環として、電気定期講習、特定ガス消費機器設置工事監督関係のそれぞれの講習について、地域における講習需要の把握、地域別講習実施計画の策定に係る業務をこれまでの請負付託契約に新規追加して請け負わせた。

定期講習の講師及び会場責任者の緊急時の手配時等を確実に円滑に行わせるとともに謝金、旅費等の支払い事務処理を外部化することとし、これらの役務を一体化して請負付託することによりアウトソーシングの推進を図った。これにより、延べ講師687人及び会場責任者229人を講習会場に手配した。

なお、資格、認定及び再講習の謝金、旅費等の支払い事務処理は、平成17年度から請負付託とした。

アウトソーシングを推進した結果、常勤職員で0.3人削減し講習業務に係るDB開発に充当、さらに、非常勤職員で1.0人の削減を実現した。

一般管理業務

これまで職員が行ってきた非常勤職員に係る社会保険等の事務について、社会保険労務士と業務委託契約を結びアウトソース化を実施。効率化分は福利厚生の実施に充当。

(3) 外部人材の効果的活用

審査員研修生は各プログラムチームを通じて民間企業にも拡大して募集した結果、9名の参加が得られた。また、JCLAとは覚え書きを交換し研修協力体制等を整え、第一段階としてMLAP評定委員会にJCLAから1名の委員が就任した。非常勤職員化については、より効率的な手続きで同様の役割(17025の5項全項目の審査実施)を果たすことが可能な技術専門家化を図り、1機関と契約を改定し実施をした。他の機関とも契約改定に向け調整を実施している。

製品事故調査員制度を確立。15名調査員として登録するとともに、11件の

調査を実施した。

(4) 機動的な内部組織の構築と人員配置

業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、一般管理費の削減に対応した最も効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図るため、以下の体制整備を行った。

一般管理費削減（毎年3%）、人件費削減（第二期中で5%）等を図りつつ、業務の信頼性を確保するため、企画管理業務の機能強化と効率化を両立できる組織、機能の再検討を行い、以下の取組を実施した。

ア．役員及び各部センター所長、次長等により構成される運営会議を設置し、N I T E 全体の運営方針の提示と迅速な意思決定機能を構築した。

イ．若手・中堅職員により構成される企画委員会を設置し、意思決定プロセスへ各部門からボトムアップにより職員の意見を反映させる機能を構築。本所（渋谷）のスペース再配置による効率化、各分野の中長期的な羅針盤となる基本方針等について検討を行い、提案した。

ウ．各種業務における意志決定レベルを見直し、関係規程を整備する等、責任と権限の明確化・意志決定の迅速化を図った。（再掲）

エ．製品事故や事故につながる情報の収集分析体制の強化を図るべく、重傷等の重大事故に関し、他の事故情報との関連性等について調査、分析するため、生活・福祉技術センターの製品安全技術課に事故リスク情報分析室を設置した。

オ．情報システム及び広報に係る総合調整等を行う情報統括官の設置、企画立案と管理機能を分離して機能強化を図るため、企画管理課を経営企画室、人事企画室、総務課に分離、立入検査等の業務分担を変更したことに伴う改組等機動的に組織の見直しを行っている。

地方支所については、事故情報に関わる関係機関との連携強化と即応体制の構築及び、製品事故情報の収集・処理に係る体制強化のため、運用及び職員の配置について、地域の関係機関等と連携して製品事故に関する情報の収集・調査を的確に行う体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図った。

(5) 業務の電子化の推進

平成19年末までに政府への提出、外部への公表が求められている機構の業務・システム最適化計画書作成のため、

ア．平成18年4月1日に情報統括官（C I O）及びC I O補佐官を設置するとともに、検討体制の整備として作業チームを編成後、同チームによる検討を重ね、

イ．機構の全情報システムの状況把握のための調査を実施し、状況を分析するとともに、システム管理者、利用者双方に対し、アンケート及びヒアリング調査を実施後、管理状況、利用状況を取りまとめ、

ウ．現行業務に供しているレガシーシステムの刷新可能性調査を行い、刷新対象

及び内容を精査したことにより、最適化対象を機構の基幹ネットワークであるNITE-LANネットワークを含む全ネットワーク及び組織横断的汎用システムに決定。

これらの最適化対象を中心として、平成19年度に作成する最適化計画書のベースとなる機構業務・システム最適化基本方針（以下、「見直し方針」。）を策定した。

見直し方針では、

- ア．組織横断的・汎用的業務に関わるシステムはできる限りNITE-LANシステムに集約させる
- イ．調達、契約、メンテ、認証等情報システム整備運用に係る基本業務についてはできる限り集約化又はルールの一統化を図ることを目指す
とし、資源の効率的活用や利便性の向上が達成されるべく方向性を示すことができた。

政府の「業務・システム最適化指針」に示されているもう一つの重要な要素である情報システムの信頼性、情報セキュリティの確保・強化については、

- ア．物理セキュリティ対策として本所サーバ管理領域の一元化による集中監視体制の整備、ICカード、生体認証、監視カメラによる入退室管理の強化を実現
- イ．政府より各独立行政法人に要請のあった情報セキュリティポリシーの策定として、情報セキュリティ基本方針の策定及びセキュリティ管理規程を整備
- ウ．論理的セキュリティ対策として、脆弱性調査及び対策の実施、監視装置等の強化により、外部侵入、ウイルス感染、情報漏洩等の未然防止に努め、特にスパムメールを含む迷惑メール対策を先進的に実施し、これは業務の効率化にも貢献、また、ウイルス感染実績ゼロ及び24時間情報提供サービスを実現
- エ．人的セキュリティ等対策として、対策基準、関連規程への影響確認を行い、19年度における整備の準備作業を実施
- オ．機構情報システムの経済性、信頼性等評価に必要な情報システム監査及び情報セキュリティ監査のための基準整備に必要な準備を実施することにより、信頼性等の確保、強化を進めた。

c) 予算、収支計画及び資金計画

平成18年度決算関係書類を参照

- (1) 予算 決算報告書
- (2) 収支計画 損益計算書
- (3) 資金計画 キャッシュ・フロー計算書

d) その他

- (1) 施設・設備
施設の概況

平成18年度末現在の当機構の施設概況は次のとおりである。

(a)本所

土地12,636.61 m^2

本館 (S R C - 6 他、延面積10,506.79 m^2)

別館 (R C - 3 他、延面積4,292.62 m^2)

(東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 1 0)

(b)バイオテクノロジー本部

生物遺伝資源保存施設棟 (R C - 3、延面積6,980.37 m^2)

生物遺伝資源開発施設棟 (R C - 2、延面積3,523.68 m^2)

(千葉県木更津市かずさ鎌足 2 - 5 - 8)

(c)生活・福祉技術センター

大阪合同庁舎第2号館別館 3,315.72 m^2

(大阪府中央区大手前 4 - 1 - 6 7)

標準化センター標準技術課

くらしとJISセンター内

(茨城県つくば市並木 1 - 2)

(d)北海道支所

札幌第一合同庁舎 221.86 m^2

(札幌市北区北八条西 2 - 1 - 1)

(e)東北支所

(土地2,499.60 m^2 、建物 R C - 2 他、延面積1,110.99 m^2)

(仙台市宮城野区東仙台 4 - 5 - 1 8)

(f)北関東支所

(土地2,895.86 m^2 、建物 R C - 2 他 延面積1,315.68 m^2)

(群馬県桐生市堤町 3 - 7 - 4)

(g)中部支所

名古屋合同庁舎第2号館 984.89 m^2

(愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 1)

中部経済産業局庁舎 682.16 m^2

(h)北陸支所

金沢駅西合同庁舎 1,028.56 m^2

(石川県金沢市西念町 3 丁目 4 番 1 号)

(i)中国支所

広島合同庁舎第3号館 131.40 m^2

(広島市中区上八丁堀 6 - 3 0)

(j)四国支所

高松第一生命ビルディング 5 F 108.55 m^2

(香川県高松市寿町 1 - 3 - 2)

(k)九州支所

(土地1,623.56 m^2 、建物 R C - 3 他 延面積2,488.29 m^2)

施設の整備

個人情報等セキュリティ確保のための必要な保護設備の整備

2 . 運営費交付金の交付の状況

運営費交付金として、 7 , 6 2 5 , 6 4 3 千円

3 . 自己収入の確保の状況

(1)国からの受託収入として、 2 6 5 , 8 1 2 千円

(2)その他からの受託収入として、 6 6 3 , 1 9 7 千円

(3)講習関係収入として、 3 2 2 , 4 0 3 千円

(4)手数料収入等として、 1 9 4 , 6 5 2 千円

4 . 借入金の状況

該当なし

5 . 財政投融资資金の状況

該当なし

6 . 国庫補助金等の交付の状況

施設整備費補助金として、 1 2 0 , 0 0 0 千円

. 子会社・関連会社の概況

該当なし